

鳥栖市下水道事業経営戦略

令和 5 年度 – 令和 14 年度

令和 5 年 8 月

鳥栖市上下水道局

目次

第1章 経営戦略の策定趣旨と位置づけ	1
1. 経営戦略の策定趣旨	1
2. 位置づけ	2
3. 計画期間	3
第2章 下水道事業の現状と課題	4
1. 事業の概要.....	4
2. 下水道普及率と水洗化の状況.....	6
3. 管路や施設の状況.....	10
4. 使用料の状況.....	13
5. 繰入金の状況.....	15
6. 下水道事業の財源構造	16
7. 組織の状況.....	18
8. 経営の状況.....	20
第3章 経営の基本理念と基本方針	28
1. 基本理念と基本方針	28
第4章 下水道事業の効率化・健全化への取り組み	30
1. 投資計画	30
2. 財政計画	33
3. その他の取り組みの内容.....	36
第5章 投資・財政計画	38
1. 投資・財政計画シミュレーションモデルの作成	38
2. 公共下水道事業の投資財政計画.....	39
第6章 経営戦略の事後検証・更新等	46
1. 経営戦略目標	46
2. 計画の推進の点検・進捗管理の方法.....	47
第7章 用語集	48

※本稿での年表記の取り扱いについては、和暦表記で記載しております。

第1章 経営戦略の策定趣旨と位置づけ

1. 経営戦略の策定趣旨

下水道は、人々の衛生的で快適な生活環境や企業等の経済活動を支えるとともに、河川、湖沼、海域等を水質汚濁から守るなど、人々の生命・財産を守る重要な社会基盤施設です。

本市の公共下水道事業は、昭和48年3月に「下水道基本計画」を策定し、昭和50年3月に処理人口16,600人、鳥栖駅前の市中心部330haを整備する事業認可を受けて、昭和51年11月に工事に着手しました。その後、浄化センターなど汚水を処理するための必要な施設整備を行って、平成2年3月、市中心部の230haで供用を開始しました。供用開始後33年と比較的事业年数が浅いものの、計画的に整備を進めてきた結果、令和3年度末には行政人口に対する普及率は99.7%となり、類似団体と比べて高い水準に達しています。整備の段階を終え、今後は下水道施設の維持管理や改築更新に重点を置いた経営の時代に入ろうとしています。

本市は、現在も人口が増加しており、今後も定住促進のための取組を展開していくものであります。一方で、現時点での人口ビジョンを基にした水洗化人口の推計に加え、節水型社会への移行などの状況を踏まえると、将来的には下水道使用料（量）が減少傾向に転じていくと見込まれます。普及率が99%を超えた現在、普及向上による増収が望めない中、保有施設の老朽化が進んでいくことによる大量更新期への対応に加え、大規模災害に備えた対策など、健全な水環境を守るために、今後、多大な費用が必要となることが想定され、下水道事業の運営はより一層厳しくなることが見込まれます。

また、管路や施設の維持管理や改築更新を進めていくためには、投資費用の合理化を踏まえ、「投資計画」とそれに必要な財源を適切に確保するための「財政計画」を収支均衡させた形で策定し、中長期的な視野で経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいくことが重要となります。

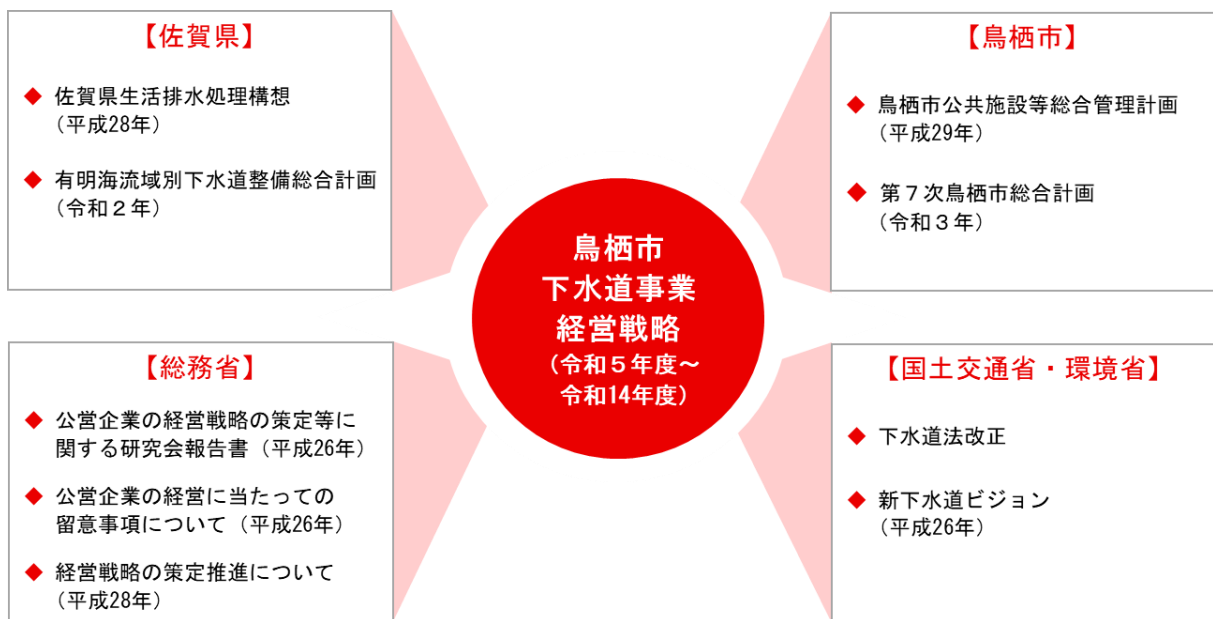
このような現時点における将来的な使用料収入の見込み、施設整備の計画等を基に、本市下水道事業の経営を見つめ直し、「住みたいまち、活躍できるまち、選ばれるまち 鳥栖—“鳥栖スタイル”の深化—」という将来都市像の実現に向けて、将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくため、中長期的な経営の基本計画である「鳥栖市下水道事業経営戦略」を策定するものです。

2. 位置づけ

水洗化人口減少等に伴う使用料収入の減少や、管路及び施設の老朽化に伴う大量更新期の到来等、全国的に下水道事業の経営環境は一層厳しさを増しています。本経営戦略は、平成26年8月総務省通知（総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号）で公表された「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の中で策定が要請された経営戦略として位置づけるものです。

平成28年度に策定した経営戦略を見直し、今後、将来にわたって持続的・安定的な下水道事業を継続していくため、新たに「鳥栖市下水道事業経営戦略」として策定しました。なお、本市の公共下水道事業は、平成19年度から地方公営企業法の適用を受け、地方公営企業に移行しています。これにより公共下水道事業の損益状況・資産状況を明確にし、経営状況が具体的に把握できるようになりました。

同戦略は、本市が令和3年3月に策定した「第7次鳥栖市総合計画」との整合性を図りながら、同計画に掲げられた施策目標を達成するため、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を意識しながら具体的指針として示すものです。今後の下水道事業の最上位計画として、下水道事業における主要施策や予算に反映することとします。



図表 1-1 鳥栖市下水道事業経営戦略の位置づけ

3. 計画期間

令和5年度から令和14年度までの10年間

「経営戦略策定・改定ガイドライン（総務省）」における「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とする」という考え方を踏まえ、令和5年度から令和14年度までの10年間を本計画の計画期間とします。

第2章 下水道事業の現状と課題

1. 事業の概要

(令和4年3月31日現在)

供用開始年月日	平成2年3月26日
法適用（全部・財務）・法非適用の区分※	法適用（全部）
処理区域面積	2,292ha
処理区域内人口（下水道処理人口）	73,606人
処理区域内人口密度	32.1人/ha
処理区数	1
行政区域面積	7,172ha
全体計画面積	2,334ha
全体計画人口	79,900人
普及率	99.7%
水洗化人口	68,006人
流域下水道等への接続の有無	無

※法適用：地方公営企業法の規定を適用する企業

法非適用：地方公営企業法の規定を適用しない企業

※平成19年度から地方公営企業法を適用しています。

図表 2-1 公共下水道事業

(1) 公共下水道事業

公共下水道事業は、国土交通省の所管の事業で、主として市街地における下水を排除又は処理するために地方公共団体が構築し、管理しています。公共下水道事業の中には汚水処理事業と雨水整備事業が含まれます。

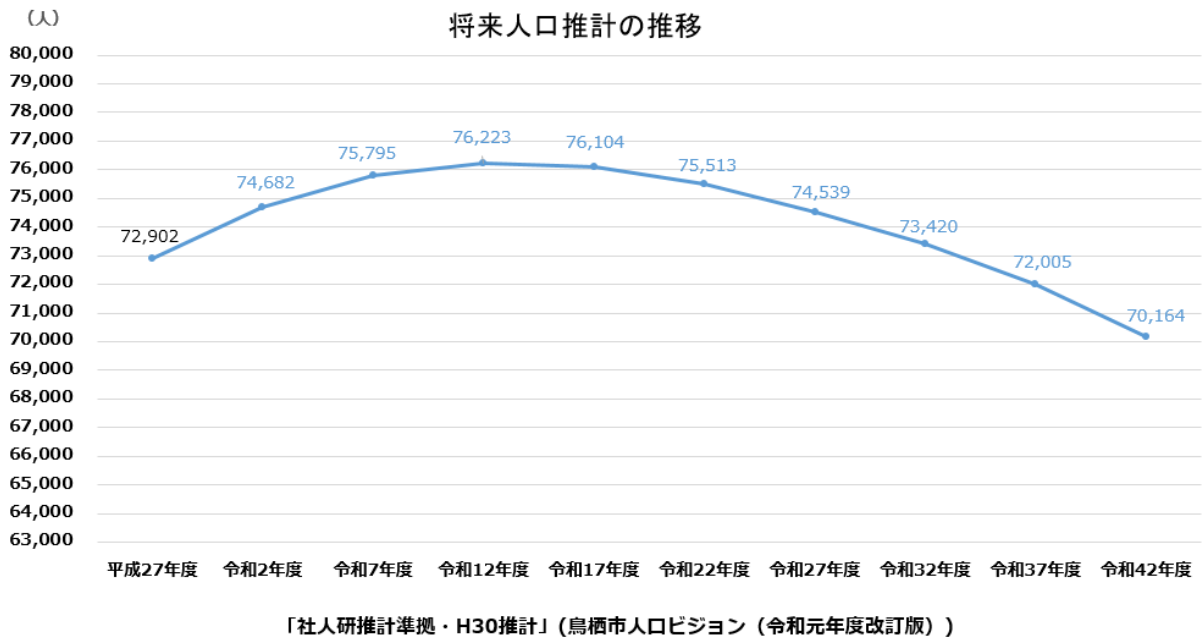
汚水処理を行うための下水処理場があるものを「単独公共下水道」、流域下水道に接続するものを「流域関連公共下水道」といい、本市は「単独公共下水道」にあたります。本市には浄化センターと北部中継ポンプ場（汚水）がそれぞれ1箇所ずつあります。

また、汚水と雨水を排除する方式には合流式と分流式があり、本市では分流式を採用しています。合流式とは、汚水と雨水を同じ下水道管で集めて排除する方式で、雨水も含めて下水処理場内で処理をしています。一方、本市で採用している分流式とは、汚水と雨水を別々の下水道管で集めて排除する方式であり、汚水は下水処理場で処理したのちに河川に放流され、雨水は雨水管等から直接河川に放流されます。

2. 下水道普及率と水洗化の状況

(1) 行政区域内人口と下水道処理人口

本市の行政区域内人口は、市制施行当時の昭和 29 年から継続して増加していますが、鳥栖市人口ビジョン（令和元年度改定版）によりますと、令和 12 年度にピークの 76,223 人を見込んでおり、その後は緩やかに減少する見込みとなっております。

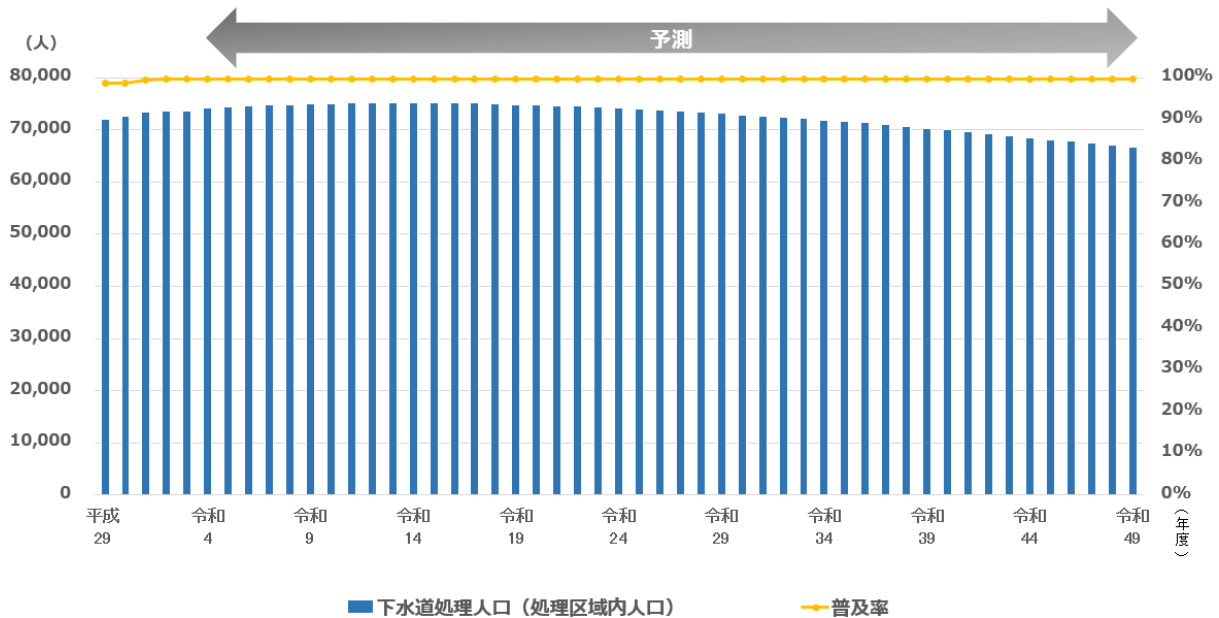


図表 2-2 鳥栖市の人口推移

公共下水道事業の下水道処理人口は平成29年度の72,079人から令和3年度には73,606人と2.1%増加していますが、行政区域内人口の減少に伴い、将来的には下水道処理人口も緩やかに減少する見込みとなっております。

他方、下水道の新規整備が概ね完了したことにより令和元年度には普及率が99%を超え、これ以上の上昇は見込めないことから、現状の下水道普及率が令和4年度以降も継続することを予測しています。これらの人口動向、横ばいである下水道普及率を考慮すると、将来の下水道処理人口は、令和12年度に75,203人とピークを迎え、令和14年度には75,156人、令和24年度には74,118人、令和34年度時点には71,879人と減少していくことが見込まれます。

なお、投資・財政計画シミュレーションにおいては、「鳥栖市人口ビジョン（令和元年度改定版）」に基づきながら、令和4年度までの人口動向などを考慮して推計しています。また、普及率については令和3年度の実績を据え置きにしています。



図表 2-3 行政区域内人口及び下水道処理人口の実績と見通し

《関連指標の推移》

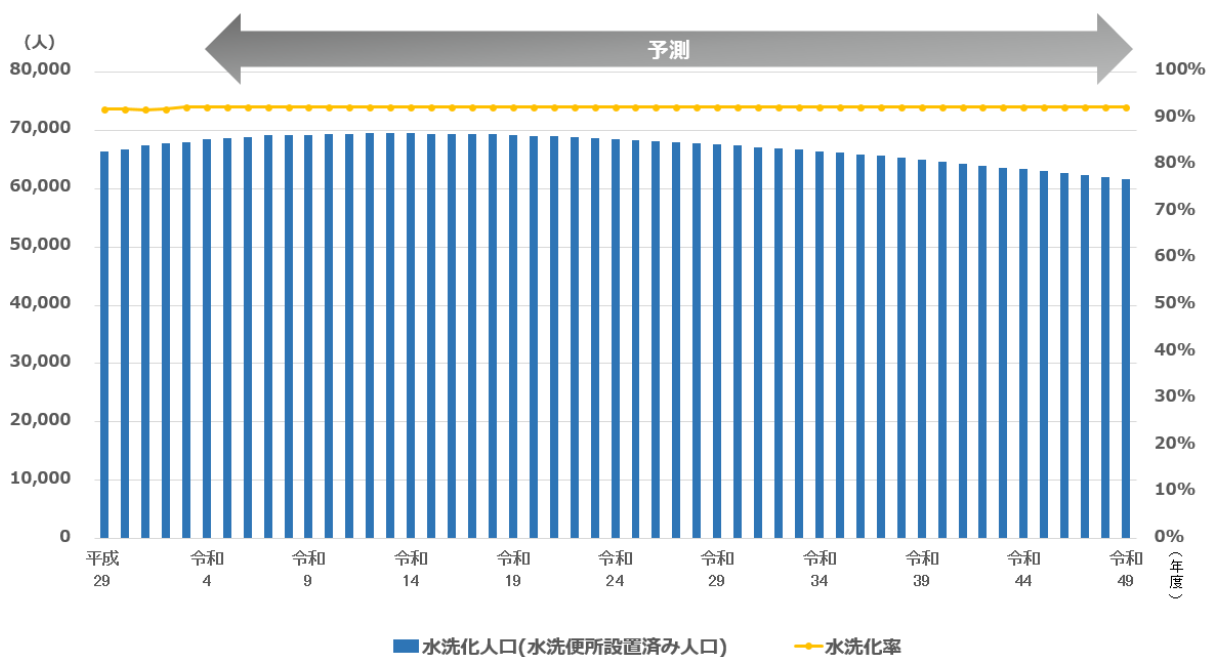
指標	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	用語説明 (算式)
普及率 (%)	98.7	98.7	99.5	99.7	99.7	行政区域内人口のうち、処理区域内人口が占める割合。下水道がどれだけ普及しているかを示す指標

(2) 水洗化人口と水洗化率の実績と見通し

本市の公共下水道事業における水洗化人口は、平成29年度の66,281人から令和3年度には68,006人と普及率の増加に伴い2.6%増加しています。

水洗化率については平成29年度から令和3年度にかけてほぼ横ばいで推移しています。

過年度の実績から、将来において水洗化率が横ばいとなることを見込まれる一方で、人口ビジョンを基に水洗化人口を推計すると、令和12年に69,487人とピークを迎え、令和14年度には69,444人、令和24年度には68,484人、30年後の令和34年度における水洗化人口は66,416人と令和3年度と比べ約2.3%減少することを見込まれます。



図表 2-4 水洗化人口と水洗化率の実績と見通し

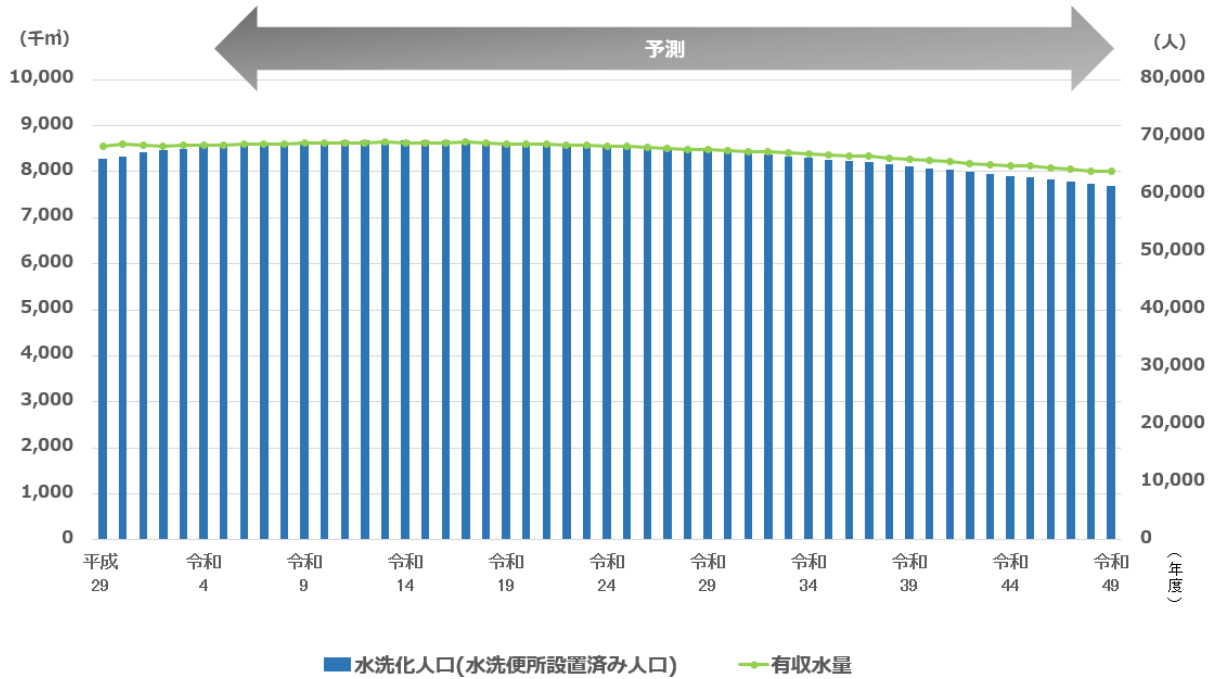
◀関連指標の推移▶

指標	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	用語説明(算式)
水洗化率(%)	92.0	92.0	91.9	92.0	92.4	算式：水洗便所設置済人口÷処理区域内の行政人口 下水道が利用できる人のうち、どのくらいの割合の人が下水道に接続し、実際に利用しているかを示す指標

(3) 水洗化人口と有収水量の見通し

有収水量は、水洗化人口の推移に伴い、平成29年度の8,552千 m^3 から令和3年度には8,570千 m^3 と0.2%増加しています。

今後の有収水量は概ね横ばいで推移することが見込まれますが、将来的には水洗化人口の減少及び節水器具の普及等に伴い、減少することが見込まれます。



図表 2-5 水洗化人口と有収水量の見通し

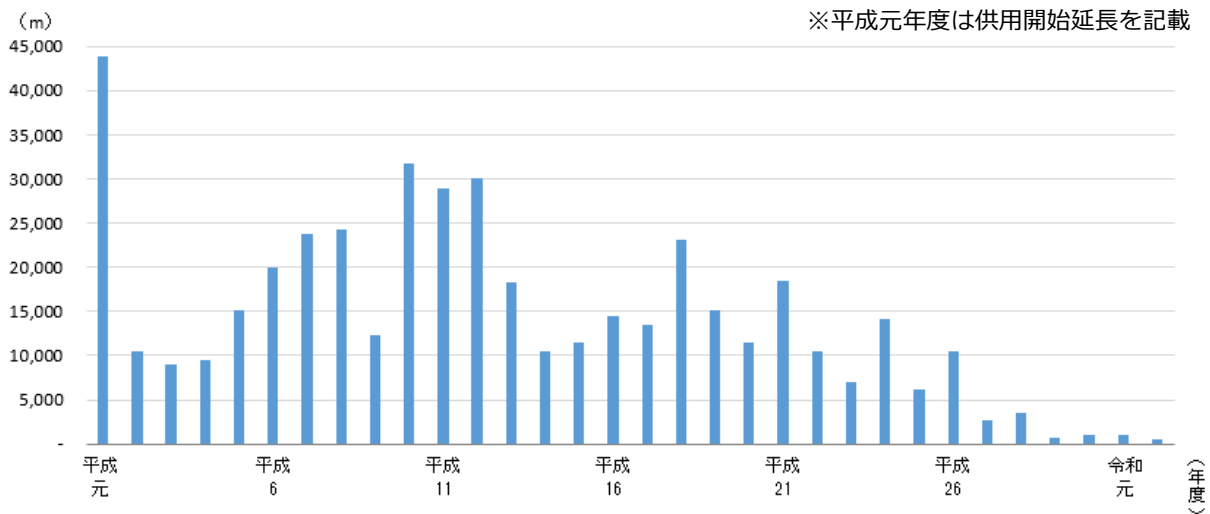
なお、有収水量のシミュレーションにあたり、直近の用途別の使用量の変化を考慮して算出しています。また、家庭用有収水量については、水洗化人口の推移も考慮した上記シミュレーションを採用しています。

	令和3年度 (実績)	令和14年度 (予測)	令和24年度 (予測)
水洗化人口	68,006 人	69,444 人	68,484 人
(令和3年度比)	-	+2.1%	+0.7%
有収水量	8,570 千 m^3	8,629 千 m^3	8,551 千 m^3
(令和3年度比)	-	+0.7%	▲0.2%

3. 管路や施設の状況

(1) 管路の状況

令和3年度末時点での本市内の管渠延長は約480kmであり、455kmが汚水管、25kmが雨水管等となっております。本市の下水道事業は平成2年3月から供用開始しており、現時点で本格的な更新投資が必要なわけではありませんが、今後を見越して計画的にストックマネジメント事業などの老朽化対策を進める必要があります。



図表 2-6 汚水管の年度別管路延長

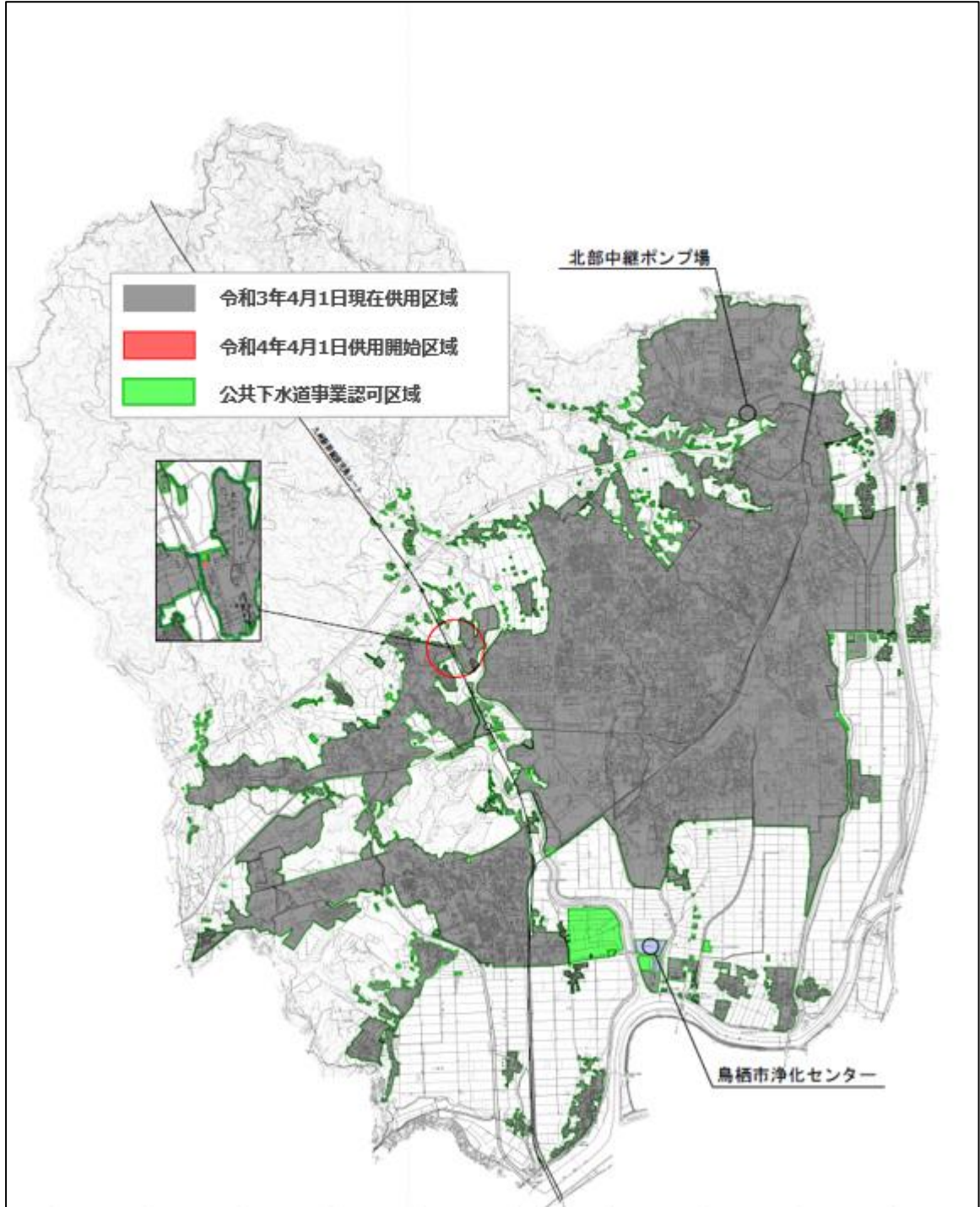
《関連指標の推移》

指標	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	用語説明 (算式)
管渠老朽化率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	算式: 法定耐用年数を経過した管渠延長 ÷ 下水道布設延長 下水道布設延長のうち、法定耐用年数を経過した管渠がどれだけあるかを示す指標であり、管渠の老朽化度合を表したものの

管路については、耐用年数未到来であることなどから管渠老朽化率は未だ0.0%です。しかし、供用開始から既に33年経過していることもあり、今後は老朽化した管路が増加していくため、計画的に管路を改善していく必要があります。

(2) 下水道施設の状況

本市下水道事業における供用開始区域は以下のとおりです。



図表 2-7 公共下水道の供用開始区域

また、本市下水道事業は令和4年3月末現在、現認可区域 2,334ha に対し 2,292ha と、98%の整備が完了しています。

施設の種類	施設数
汚水中継ポンプ場	1
マンホールポンプ	96
計	97

図表 2-8 主要施設の一覧

(3) 管路や施設の見通し

老朽化対策については、浄化センターは平成29年度から長寿命化工事を行っており、令和2年度に浄化センター・北部中継ポンプ場・管渠とともにストックマネジメント計画（第1期）を策定し、令和3年度から取り組んでいます。また、耐震化にも着手しており、老朽化対策と合わせ効率的な改築に努めています。

さらに、近年の大雨災害等に対応するため令和3年度には耐水化計画を策定し、令和4年度から浄化センターの耐水化にも取り組んでいます。

下水道の整備はほぼ完了していますが、本市は企業などの大口需要家の影響が大きいため、今後も流入水量の推移を注視し、適切な規模による浄化センターの効率的な運用が必要となります。

4. 使用料の状況

(1) 現在の下水道使用料体系

本市の使用料体系は図表 2-9 のとおりです。一般用の場合、10 m³までの使用水量であれば、使用水量にかかわらず一定の基本使用料であり、使用水量が 10 m³を超える場合は、使用した水量によって使用料単価が高くなる逦増制の使用料体系となっています。

(税抜)

区分	基本使用料 (1 か月)		従量使用料 (1 か月)	
	汚水量	使用料	汚水量	1 m ³ につき
一般排水	10 m ³ まで	1,100 円	11 m ³ ~30 m ³	115 円
			31 m ³ ~200 m ³	180 円
			201 m ³ ~500 m ³	210 円
			501 m ³ 以上	230 円
公衆浴場汚水	—	—	1 m ³ につき	30 円

図表 2-9 公共下水道使用料

※上記により算出した額（1 円未満切り捨て）が下水道使用料となります。

※浴場とは、公衆浴場法による許可を受けた公衆浴場から排出される汚水が該当します。

(2) 下水道使用料についての考え方

下水道施設を管理運営するための費用は、雨水処理費と汚水処理費があります。雨水処理費は自然現象が原因であり、雨水処理によって街が浸水から守られるという便益は、一般市民全体に及ぶことから税金（公費）で負担するものとされています。一方、汚水処理費は下水道使用者の排水が原因であり、汚水処理による便益は下水道使用者が直接受けることになるため、下水道使用料（私費）で負担するものとされています。これを雨水公費・汚水私費の原則といいます。

そのため、下水道の使用料については汚水処理原価を基本的に算出根拠としています。今後もこの方針に則り、使用料の算出を行っていきます。

(3) 使用料改定の状況

本市は、下水道の普及が進んだことから経営改善に取り組むために、平成16年度に使用料の値上げを行いました。その後、消費税の改定を伴うものを除き使用料の改定は行っていません。

【下水道使用料の改定状況】

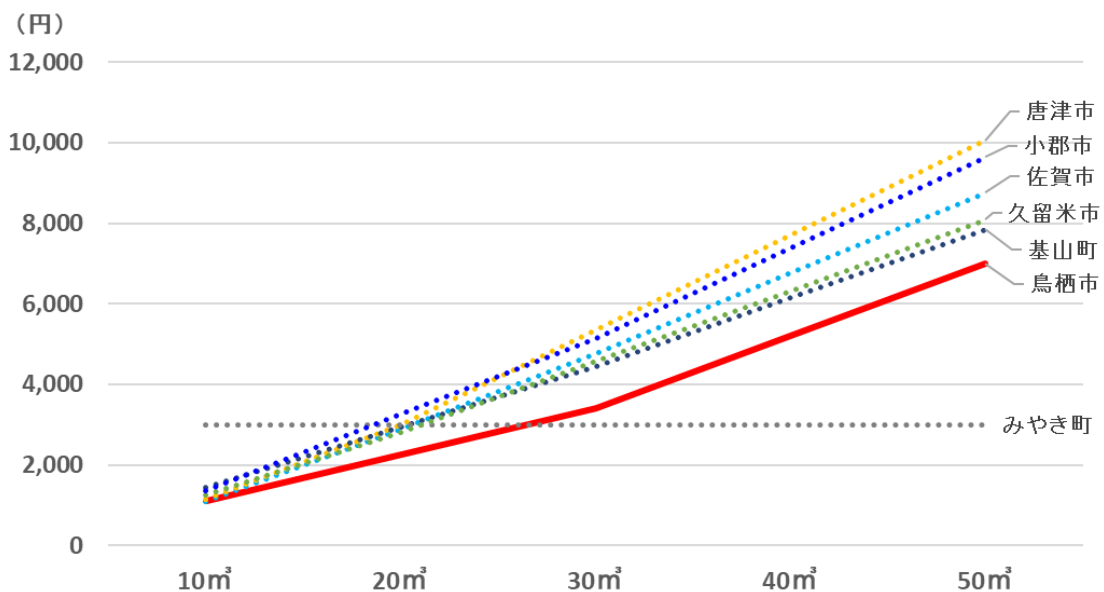
(税抜)

改定年月日	区分		汚水量	改定前	改定後	差額
				1 m ³ につき	1 m ³ につき	
平成16年4月1日 (第1回改定 現行)	一般排水	基本使用料 (1か月)	10 m ³ まで	1,000円	1,100円	100円
		従量使用料 (1か月)	11 m ³ ~30 m ³	90円	115円	25円
			31 m ³ ~200 m ³	150円	180円	30円
			201 m ³ ~500 m ³	180円	210円	30円
			501 m ³ 以上	220円	230円	10円
	公衆浴場 汚水	従量使用料 (1か月)	1 m ³ につき	30円	30円	-

図表 2-10 使用料改定の状況

(4) 近隣市町の状況

1か月あたりの使用料(税抜)の状況を近隣市町と比較すると、図表2-11のとおり全ての水量区分で本市の使用料が低い水準となっていることが分かります。



図表 2-11 近隣市町との下水道使用料の比較

5. 繰入金の状況

雨水公費・汚水私費の原則があるように、公共下水道事業で発生する費用は下水道の使用料だけでなく、公費、すなわち一般会計からの繰入金でも賄われています。繰入金の種類は大きく2つに区分することができ、総務省が定める基準に合致したものを「基準内繰入金」、それ以外を「基準外繰入金」といいます。

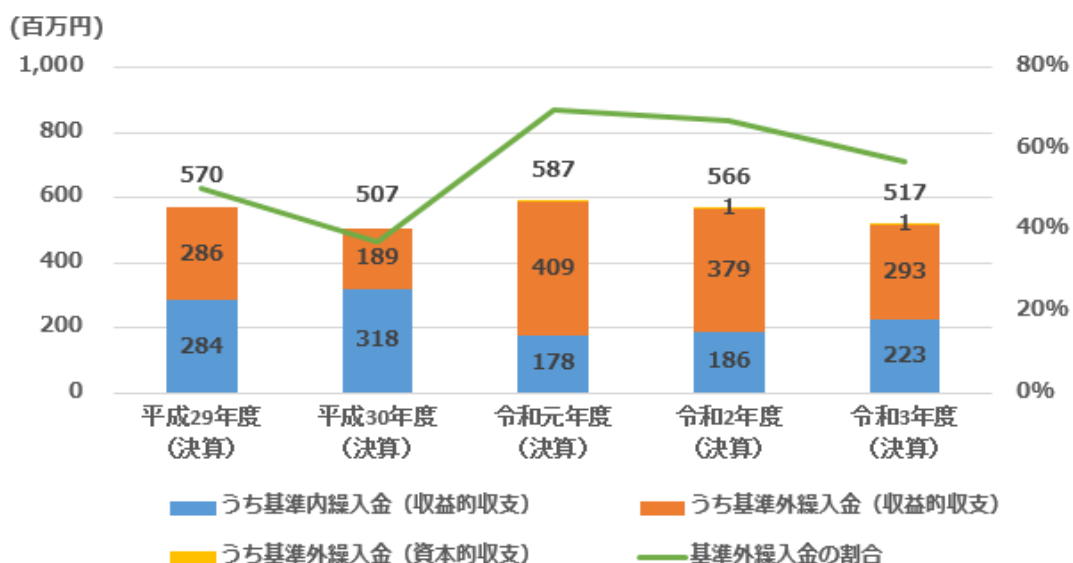
◆基準内・基準外繰入金

基準内繰入金：総務省からの公営企業に対する繰出基準に合致する、概ね以下のような経費に対する繰入金

- ① その性質上、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費（例えば、雨水処理に要する経費等）
- ② 当該地方公営企業の性質上、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費（例えば、分流式下水道等に要する経費等）

基準外繰入金：総務省からの公営企業に対する繰出基準に合致しない経費に対する、例外的な繰入金（例えば、使用料や水洗化率の水準が低く経費を回収しきれない場合、適切な企業債の借入れをしなかった場合等に発生します）

本市の一般会計からの繰入金は、毎年一定の水準で推移しています。令和元年度から令和2年度は、資本費平準化債を満額発行していないため基準外繰入が増加しています。繰入金は収益的収支で繰り入れていることもあり、令和3年度における基準外繰入金の割合は繰入金全体の57%となっています。



図表 2-12 繰入金の推移

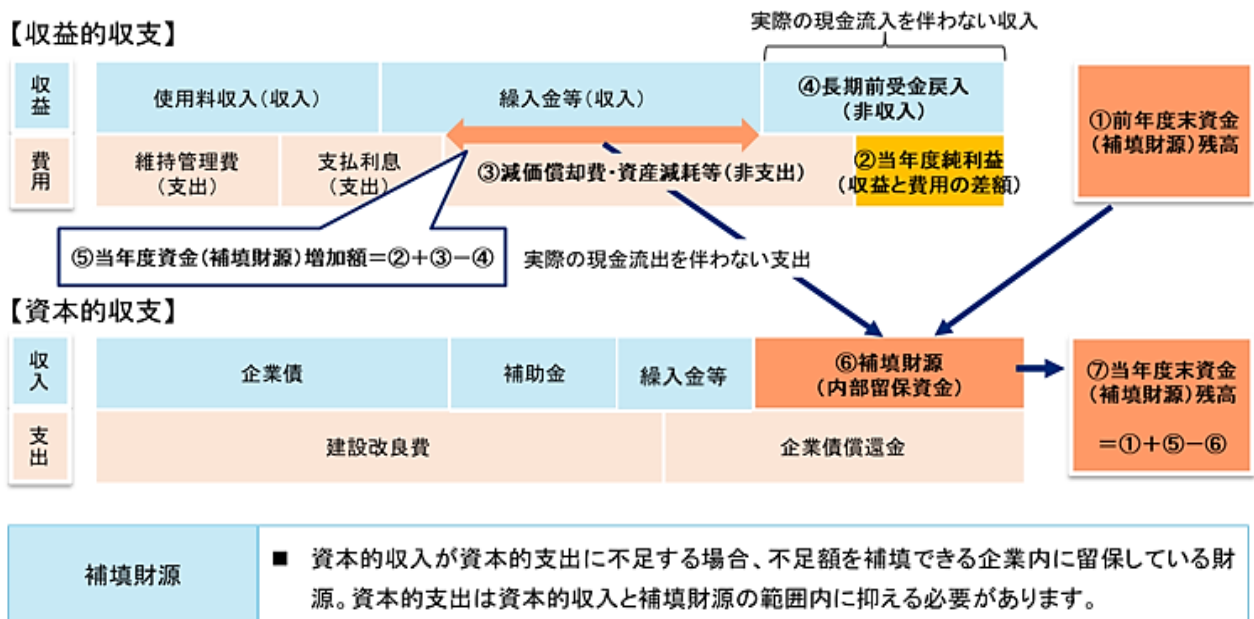
6. 下水道事業の財源構造

地方公営企業会計においては、様々な収入と支出を大きく2つに区分しており、ひとつは、日々の事業運営等に関する収支である収益的収支、もうひとつは施設の整備・更新等に関する収支である資本的収支となります。

<p>収益的収支</p>	<p>■ 施設の運転・管理などの事業運営に関する収支を言います。</p> <p>主な収入科目：使用料収入、繰入金、長期前受金戻入</p> <p>主な支出科目：維持管理費、減価償却費、支払利息</p>
<p>資本的収支</p>	<p>■ 施設の整備・更新等に関する収支を言います。</p> <p>主な収入科目：企業債、繰入金、国・県補助金</p> <p>主な支出科目：建設改良費、企業債償還金</p>

図表 2-13 収益的収支と資本的収支の主な内容

下水道事業は、管路や施設を整備して事業を行うという特性から、毎年度、建設改良費とともに過年度の企業債の償還が発生するため、資本的収入が資本的支出に不足することが通常です。このため、前年度末までの内部留保資金と当年度の収益的収支での増加資金を資本的支出の補填財源として使用する財源構造となっています。



図表 2-14 地方公営企業における財源構造の概要

本市における下水道事業の財源構造（令和3年度）は以下のとおりです。

収益的収支において当年度純利益を計上しており、また、基準外繰入金を除いても黒字となっておりますが、当年度純利益の大半は基準外繰入金 292.9 百万円となっております。また、資本的収入「その他」には、一般会計との協定に基づいて、し尿等受入施設の整備に係る企業債償還金に充当している基準外繰入金が含まれています。資本的収支が不足する金額については補填財源で賄っている構造となっております。

【収益的収支(税抜)】

(単位:百万円)

収益	使用料収入 1,287.3		長期前受金戻入 713.1		その他 50.6	繰入金 (基準内) 223.1	繰入金 (基準外) 292.9
	維持管理費等 516.5	支払 利息 279.4	減価償却費 1,409.0			その他 47.2	当年度 純利益 314.9

【資本的収支(税込)】

(単位:百万円)

収入	企業債 1,061.8		国庫 補助金 317.2	分担金及 び負担金 117.7	その他 1.7	補填財源 1,118.9
	建設改良費 1,004.0		企業債償還金 1,613.3			

図表 2-15 本市下水道事業における財源構造の状況（令和3年度）

7. 組織の状況

(1) 組織の状況

下水道事業における組織体制及び各課における担当の主な業務は以下のとおりです。



※ …下水道事業の担当

図表 2-16 組織図（令和4年3月現在）

部名	課名	担当名	主な事務分掌
上下水道局	管理課	総務係	・上下水道事業の基本計画、経営一般に関すること。
		業務係	・諸届の受付、料金・受益者負担金等の調定・収納、検針人・集金人等の事務に関すること。
	事業課	下水道事業係	・下水道の整備計画、施工等に関すること。 ・下水道施設の維持管理等に関すること。

図表 2-17 主な事務分掌

(2) 職員の状況

本市の下水道事業に従事する職員は令和3年度では16名であり、平成28年度と比べると3名の増となり、職種は、事務職が約56%、技術職が約44%となっています。

30代前半までの若年層が多く、30代後半からの中堅職員が少ないため、年齢構成の平準化とともに、各職種で技術継承が課題となっています。

(各年度3月31日時点)

(単位：人)

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
事務職員数	9	10	8	8	9	9
技術職員数	4	3	6	6	6	7
合計	13	13	14	14	15	16

※管理者及び再任用職員を除く。

図表 2-18 職員数の年度別推移

(令和4年3月31日時点)

(単位：人)

年 齢	事務職員	技術職員	合計
25歳未満	0	1	1
25～29歳	5	1	6
30～34歳	2	2	4
35～39歳	0	0	0
40～44歳	1	1	2
45～49歳	0	1	1
50～54歳	1	1	2
55歳以上	0	0	0
合計	9	7	16

※管理者及び再任用職員を除く。

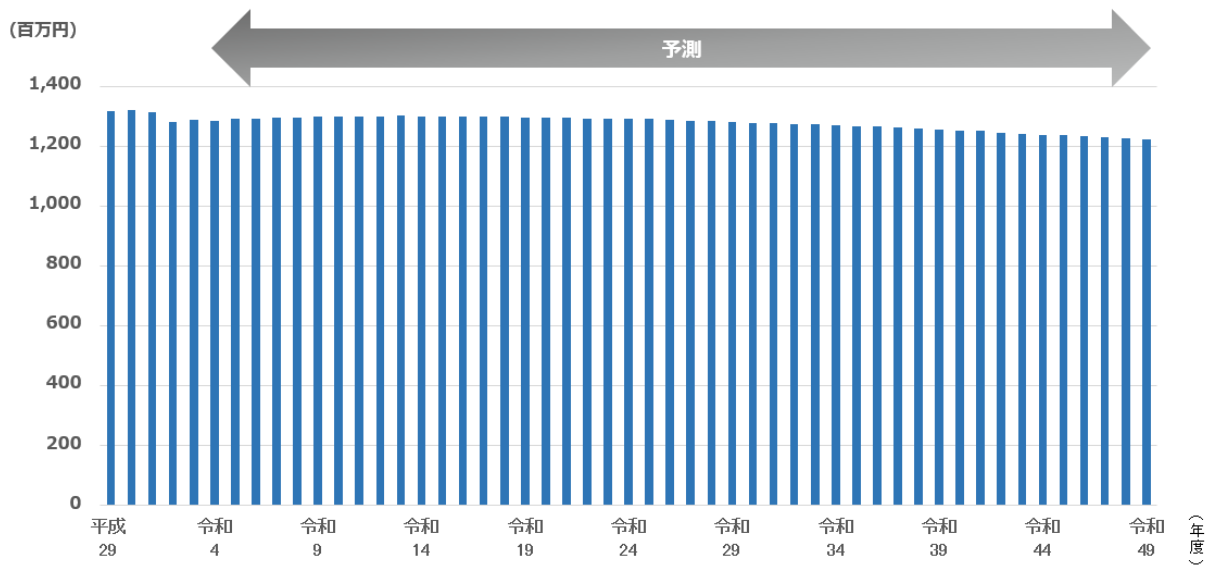
図表 2-19 職員年齢構成

8. 経営の状況

(1) 下水道使用料の状況

令和3年度の下水道使用料（税抜）は、1,287百万円でした。

将来の水洗化人口の減少に加え、節水器具の普及等に伴い排水量が減っていくことで、将来的には下水道使用料の減少が見込まれます。



図表 2-20 下水道使用料の実績と見通し

- ※令和3年度までは実績値、令和4年度以降は予測値としています。
- ※将来の下水道使用料は第2章2(3)水洗化人口と有収水量の見通し(P9)にて予測される各年度の有収水量に直近の使用料単価を乗じて算定しています。
- ※有収水量については、直近の用途別の使用量の変化を考慮して算出しています。なお、家庭用有収水量については、水洗化人口の推移に応じて変動すると見込んでいます。また、使用料単価については、直近と同程度の水準で推移すると見込まれるため、直近の使用料単価を使用しています。

《関連指標の推移》

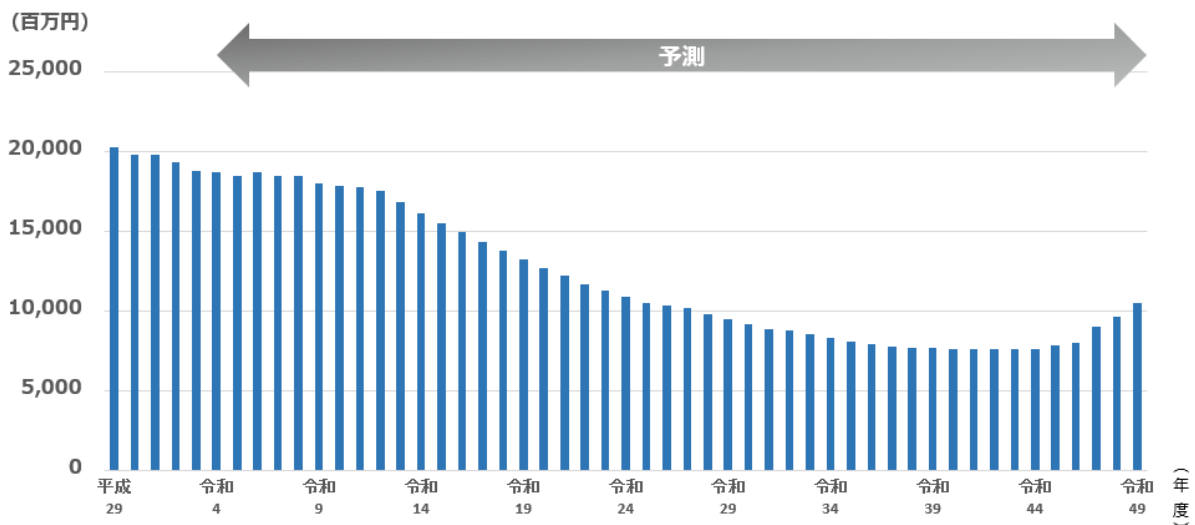
指標	令和 2年度	令和 3年度	用語説明 (算式)
経常収支比率 (%)	117.7	114.4	算式：経常収益÷経常費用 使用料収入、一般会計繰入金等の収益で、経常的な費用がどの程度賄われているかを示す指標で、高い方がよい。
使用料単価 (円)	149.6	150.2	算式：使用料収入÷有収水量 使用料収入を有収水量で除したもの。有収水量 1 m ³ 当たりの使用料単価を示す指標で、高い方がよい。

経常収支比率は100%を上回っています。なお、一般会計からの基準外繰入金を除くと、令和2年度、令和3年度においてそれぞれ100.4%、101.3%と算定され、基準となる100%をわずかに上回る状況です。

また、使用料単価は国が示している現時点における使用料の目安の単価150円に対し、令和2年度は新型コロナウイルス感染症等の影響もあり149.6円と国の目安を下回りましたが、令和3年度は150.2円と国の目安を上回っています。

(2) 企業債残高の推移

企業債残高は、平成29年度から令和3年度までの間で、約14.8億円減少（約202.2億円から約187.4億円に減少）しています。近年では施設整備のための企業債発行額よりも償還額の方が大きく、企業債残高は減少する傾向にあります。今後も老朽化対策であるストックマネジメント事業を推進していくことにより、施設の使用期間を延長し更新時期を遅らせることにより令和40年頃までは企業債残高は減少していく見込みです。老朽化した施設への本格的な更新投資は令和47年頃からの見込みであり、これに伴って再度企業債残高は増加していく見込みです。



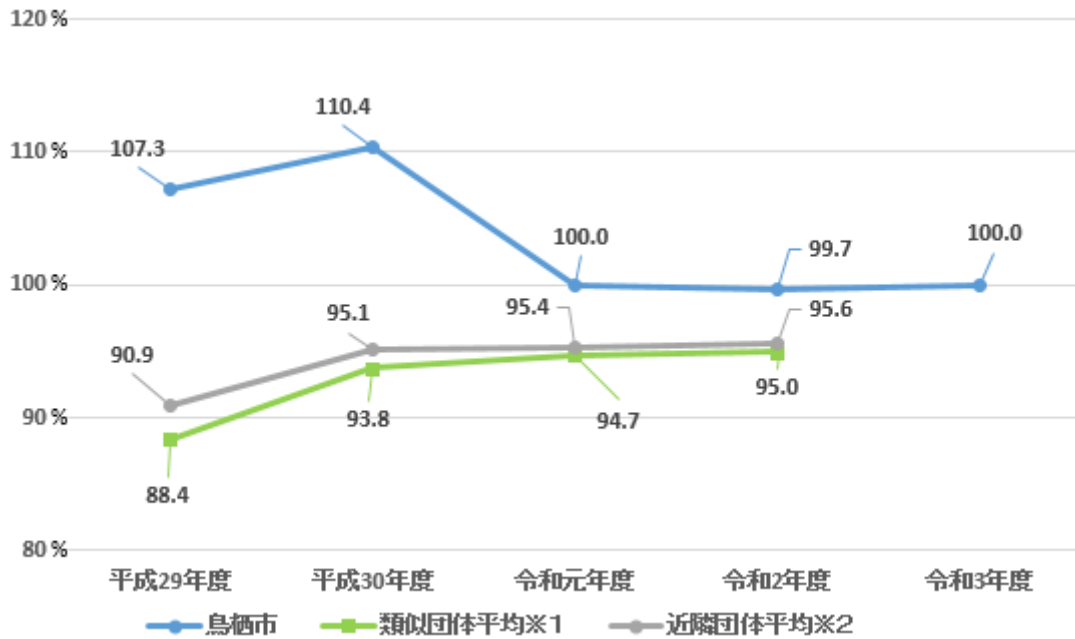
図表 2-21 企業債残高の推移

《関連指標の推移》

指標	令和2年度	令和3年度	用語説明 (算式)
企業債残高 対事業規模比率 (%)	1,343.7	1,283.2	算式： 企業債残高(一般会計負担分を除く)÷営業収益(受託工事収益及び 雨水処理負担金を除く) 使用料収益に比べて企業債残高がどれくらいあるのかを示す指標

(3) 経費回収率の推移

経費回収率は、令和2年度において類似団体及び近隣団体の平均値と比較するとやや高い水準にあります。過去5年において新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった令和2年度を除き100%以上となっており、これは使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄っている状況を表しています。今後も100%以上を維持していくために、可能な限り経費削減に努め、効率的な経営を行う必要があります。



図表 2-22 経費回収率の推移

《関連指標の推移》

指標	令和2年度	令和3年度	用語説明 (算式)
経費回収率 (%)	99.7	100.0	算式： 使用料収入 ÷ 汚水処理費用(公費負担分を除く) 汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。汚水処理に係る全ての費用を使用料によって賄うことが原則
汚水処理原価 (円)	150.0	150.2	算式： 汚水処理費用(公費負担分を除く) ÷ 有収水量 汚水処理に要した経費を有収水量で除したもの。有収水量1 m ³ 当たりどれくらいの経費が汚水処理費用に要するかを示す指標で、低い方がよい。

また、汚水処理原価は概ね150円前後で推移しています。比較対象とした類似団体の令和2年度の平均159.5円と比較すると汚水処理に係る費用はやや低い水準にあります。

※ 類似団体平均(※1)：平成29・30年度は類似団体区分「Bd2」、令和元・2年度は類似団体区分「Bd1」
近隣団体平均(※2)：P27の「比較対象団体」参照

(4) 類似団体及び近隣団体と比較した経営状況

(財務の状況)

『財務の状況』を示す指標では、「経営の健全性（経常収支比率）」は、類似団体及び近隣団体の平均値を上回っており、黒字を意味する 100%を超えています。一般会計から基準外繰入金を除いた場合でも、100%をわずかに上回っています。また、「繰入金の依存度（繰入金対使用料割合）」は 40.9%と、類似団体平均値 91.4%、近隣団体平均値 145.1%より低く、本市は一般会計繰入金の依存度が低い状況といえます。

「経営の効率性（経費回収率）」については、類似団体及び近隣団体の平均値と比較するとやや上回っています。

一方、「債務の状況（企業債残高対事業規模比率）」、「資金残高の状況（事業収益対資金残高比率）」は類似団体及び近隣団体の平均値と比べ良好でない水準となっています。

特に、「債務の状況（企業債残高対事業規模比率）」は 1,343.7%と算定されており、類似団体平均値 857.9%と比較して高い水準にあり、本市は収益規模と比べて企業債残高が多額であることを示しています。これは、類似団体よりも、事業規模を示す使用料収益に対する企業債の残高が大きく、企業債への依存度が高いこと、過去の投資に伴う借入負担が重いことを意味しています。企業債の返済により企業債残高は減少傾向にありますが、今後は更新投資が増加していくため、より計画的な更新が必要となります。

また「資金残高の状況（事業収益対資金残高比率）」については、本市は収益規模と比べて資金残高が少ない水準にあるため、将来の更新投資、企業債償還負担等を勘案して資金確保を検討することが必要です。

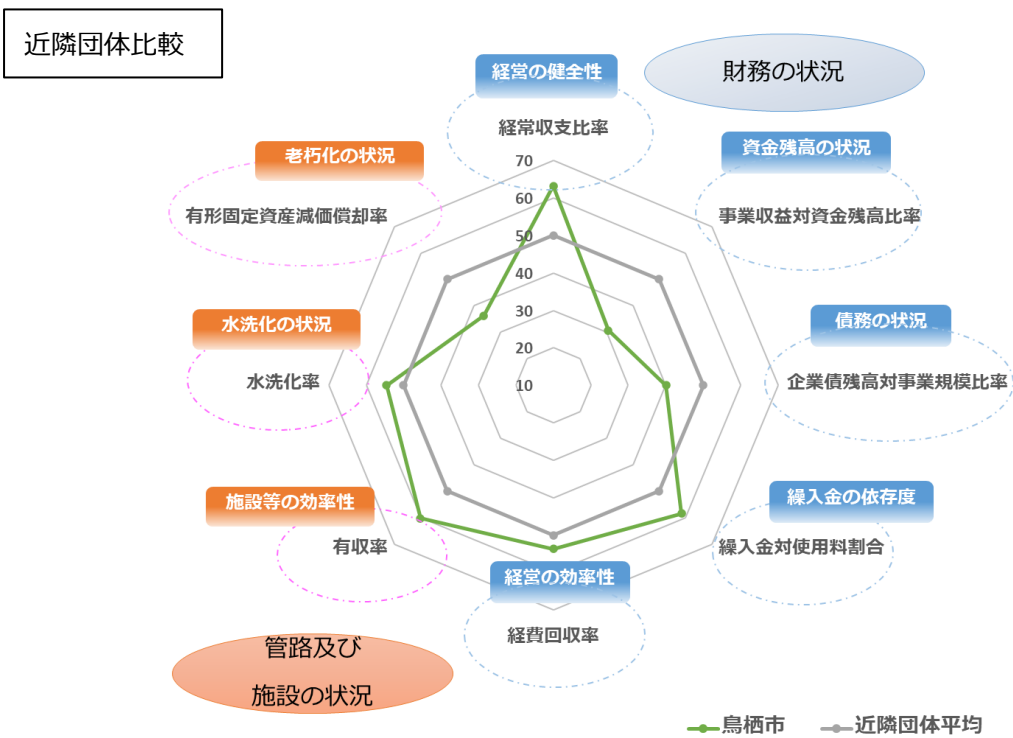
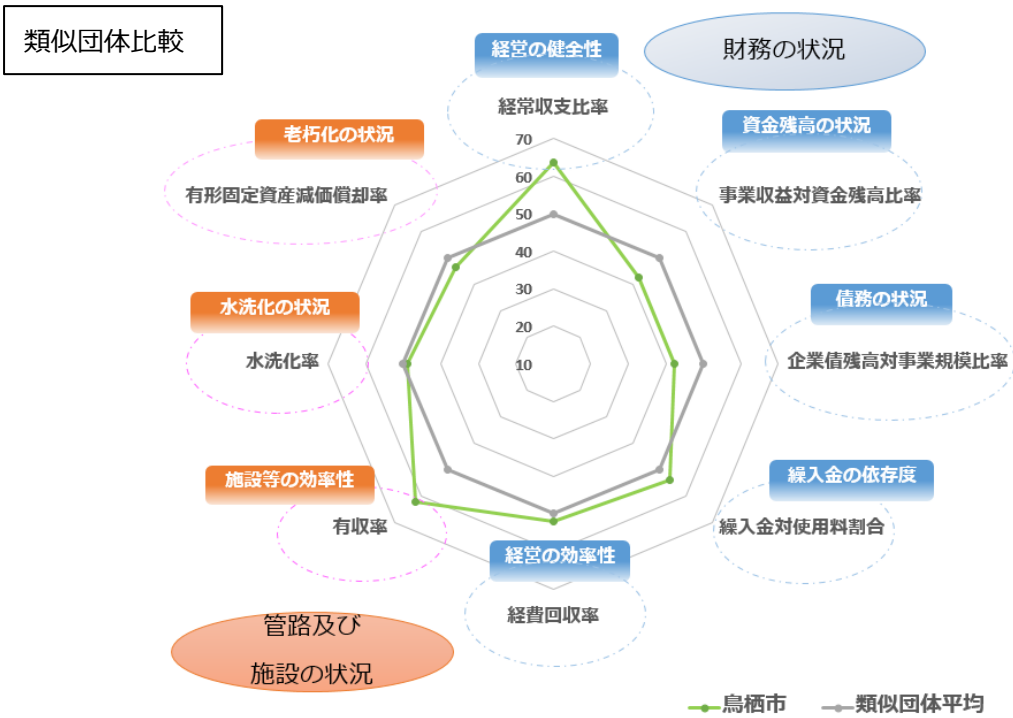
(管路及び施設の状況)

『管路及び施設の状況』を示す指標では、「施設等の効率性（有収率）」は 92.0%となっており、類似団体平均値 78.6%、近隣団体平均値 86.6%と比べて良好な数値を示しています。

管渠老朽化率（P10の「管路の状況」参照）は、本市は 0.0%になっていますが、これは、供用開始年度から 50 年未満であるためです。しかしながら、「老朽化の状況（有形固定資産減価償却率）」は 29.3%となっており、類似団体平均値 23.8%、近隣団体平均値 13.4%を上回っています。供用開始後 33 年が経過し、徐々に施設等の老朽化が進行している状況を表しています。

(まとめ)

- ・『財務の状況』を示す指標では、「繰入金の依存度」は低く、経常収支比率も良好な水準です。一方「事業収益対資金残高比率」、「企業債残高対事業規模比率」が類似団体と比べて良好ではないため、改善の検討を行う必要があります。
- ・『管路及び施設の状況』を示す指標では、「施設等の効率性（有収率）」は類似団体及び近隣団体平均値よりも良好であるものの、「老朽化の状況（有形固定資産減価償却率）」は類似団体及び近隣団体平均値に比べ高く、老朽化が進行している状況にあります。
- ・本市の場合、現状では更新投資の必要性はそこまで高くありませんが、今後、耐用年数を超える施設や管路が増加していくため、更新投資の必要性が高まっていくことが想定されます。上述のとおり企業債の負担が高い水準にある一方で、資金残高の水準は低いいため、今後の更新投資に必要な資金を計画的に確保していくことが必要です。
- ・以上の通り、類似団体及び近隣団体との比較分析においては財務状況に課題があり、今後の施設等の更新のための資金確保の必要性があるといえます。



図表 2-23 経営指標の他団体比較 (レーダーチャート)

※1:令和2年度決算数値での比較を実施しています。

※2:グラフは標準偏差方式であり、外側にいくほど良好な数値を示しています。

類似団体比較		令和2年度決算数値					
		経営指標			数値の見方	鳥栖市	類似団体平均
財務 の 状 況	経常収支比率	%	経営の健全性	▲	117.7	107.9	良好
	事業収益対資金残高比率	%	資金残高の状況	▲	3.8	46.6	不良
	企業債残高対事業規模比率	%	債務の状況	▼	1,343.7	857.9	不良
	経費回収率	%	経営の効率性	▲	99.7	95.0	良好
	繰入金対使用料割合	%	繰入金の依存度	▼	40.9	91.4	良好
施設 の 状 況 及 び 管 路 の 状 況	有収率	%	施設の効率性	▲	92.0	78.6	良好
	水洗化率	%	水洗化の状況	▲	92.0	92.7	やや不良
	有形固定資産減価償却率	%	老朽化の状況	▼	29.3	23.8	やや不良

(▲：数値が高い方が良好、▼数値が低い方が良好)

近隣団体比較		令和2年度決算数値					
		経営指標			数値の見方	鳥栖市	近隣団体平均
財務 の 状 況	経常収支比率	%	経営の健全性	▲	117.7	107.8	良好
	事業収益対資金残高比率	%	資金残高の状況	▲	3.8	37.0	不良
	企業債残高対事業規模比率	%	債務の状況	▼	1,343.7	732.3	不良
	経費回収率	%	経営の効率性	▲	99.7	95.6	良好
	繰入金対使用料割合	%	繰入金の依存度	▼	40.9	145.1	良好
施設 の 状 況 及 び 管 路 の 状 況	有収率	%	施設の効率性	▲	92.0	86.6	良好
	水洗化率	%	水洗化の状況	▲	92.0	84.2	良好
	有形固定資産減価償却率	%	老朽化の状況	▼	29.3	13.4	不良

(▲：数値が高い方が良好、▼数値が低い方が良好)

図表 2-24 経営指標の他団体比較

比較対象団体
<p>※1：類似団体比較の対象は以下のとおり。(147 団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省「経営比較分析表」における類似団体区分 Bd1 の 147 団体 <p>※2：近隣団体比較の対象は以下のとおり。(11 団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県内の法適用団体のうち、処理区域内人口が 1 万人以上の法適用 7 団体 ・上記近隣団体の他、平成 29 年 3 月策定の本市の経営戦略（第 3 章「2 使用料の現状」）で用いている近隣の法適用 4 団体

第3章 経営の基本理念と基本方針

1. 基本理念と基本方針

「第7次鳥栖市総合計画」において「快適な生活を支えるまち」を基本目標の一つとし、その中で、施策「社会基盤施設の整備と安定的な維持管理」を掲げており、「適正処理のための下水道施設の整備」を主な取組の一つとしています。

下水道事業は、公共用水域における保全を支え、快適な生活環境を形成するための重要なライフラインであることを踏まえ、本市の下水道事業経営に係る基本理念及び基本方針を以下のように定めます。また、本戦略では、SDGs の理念を意識しながら取り組むために、基本理念とSDGsとの関連付けを行いました。

基本理念

下水道は、家庭や事業所・工場などから排出される汚水を処理して公衆衛生の向上・公共用水域の水質保全に貢献し、また、市街地における雨水を速やかに排除して浸水被害を防ぐ役割を担っています。また、清潔で快適な生活環境を維持するための都市基盤であり、地震などの災害に耐えうる施設機能強化は欠かせないものであります。

このようなことから、**「美しいふるさと鳥栖であり続けるために、自然災害に強く、清潔で快適な生活環境を守る下水道」**を基本理念とします。



【保健】

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



【水・衛生】

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



【インフラ、産業化、イノベーション】

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



【持続可能な都市】

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

基 本 方 針

(1) 下水道整備事業の推進

本市は普及率 99.7%とほぼ整備は完了していますが、近年の自然災害に対応するために管渠・施設等の耐震化、耐水化事業及び雨水整備事業を適切に推進していく必要があります。そのためにも投資費用の平準化を図りつつ、下水道使用料、国庫補助金及び一般会計繰入金などの財源の確保・適正化を図りながら事業の整備率の向上に努めていきます。

(2) 管路や施設の更新

下水道サービスを将来にわたり安定して提供していくためには、管路や施設の汚水処理としての機能を維持していくことが必要となるため、「鳥栖市公共施設等総合管理計画」や「鳥栖市ストックマネジメント計画」に基づく管路や施設の計画的な点検・調査及び改築・修繕を実施していきます。

(3) 下水道事業の経営基盤の強化

将来にわたり、安定した下水道サービスを提供し、サービスの水準を維持しつつ向上に努めていくため、下水道事業経営の健全化を目指し、汚水処理及び業務の効率化、財源の適正化を図っていきます。

第4章 下水道事業の効率化・健全化への取り組み

1. 投資計画

(1) 令和14年度までの投資目標

【重要な投資目標】

- ・浄化センターの耐震化率を100%とする。
- ・浄化センターのストックマネジメント第2期計画までの老朽化対策率を100%とする。
- ・西田川排水区雨水整備事業の整備率を100%とする。

耐震化については、施設の耐震診断を行い、耐震性能を持たない施設について耐震化工事を行います。浄化センターについては、令和元年度から耐震診断を実施し、令和4年度から耐震化工事を行っています。令和7年度以降に残りの施設についても耐震診断を行い、診断結果を基に更なる耐震化を進めていき、令和14年度までに耐震化率を100%にすることを目標としています。管渠については、耐震診断を継続して行き、対策の必要性を把握した上で耐震化を進めています。

老朽化対策については、平成24年度に「長寿命化計画」を策定し、平成29年度から老朽化対策工事を行っています。長寿命化支援制度からストックマネジメント支援制度に移行したため、令和元年度に行った点検・調査結果を基に令和2年度に「鳥栖市下水道ストックマネジメント計画」を策定し、令和3年度～令和7年度を第1期計画として、老朽化対策を進めています。また、令和8年度～令和12年度を第2期計画として、継続して進めていきます。ストックマネジメントは、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的としています。

令和4年度からストックマネジメント計画による老朽化対策工事を行っており、令和14年度までにストックマネジメント第1期、第2期計画による浄化センターの老朽化対策率を100%にすることを目標としています。管渠については、点検・調査を継続して行き、管渠の状態を把握した上で対策を進めています。

耐水化については、本市の洪水・土砂災害ハザードマップにより、浄化センターが3～5mの浸水想定区域に指定されたことから、令和3年度に対策浸水深や対策箇所の優先順位を明らかにした「耐水化計画」を策定し、令和6年度から水処理施設を擁壁で囲う耐水化工事を進めていくこととしており、将来的には水処理施設について、耐水化率を100%にすることを目標としています。

また、西田川排水区雨水整備事業については、平成28年度に流出解析、平成29年度に実施設計を行い、県河川である西田川上流にある旭地区の浸水対策として国の西田川水門改築事業、県の西田川河川改修事業と調整を行いながら、道路に雨水函渠を埋設する工事を平成30年度から着手しており、令和6年度までに雨水函渠の整備率を100%にすることを目標としています。

(2) 投資の基本方針

老朽化対策としてストックマネジメント事業を推進し施設の長寿命化を図ります。
また、同時に災害対策として施設の耐震化、耐水化を推進します。

(3) 計画期間内に実施する投資計画

上述の投資の基本方針を受け、今後計画期間内に実施を予定している主な投資計画は以下のとおりです。

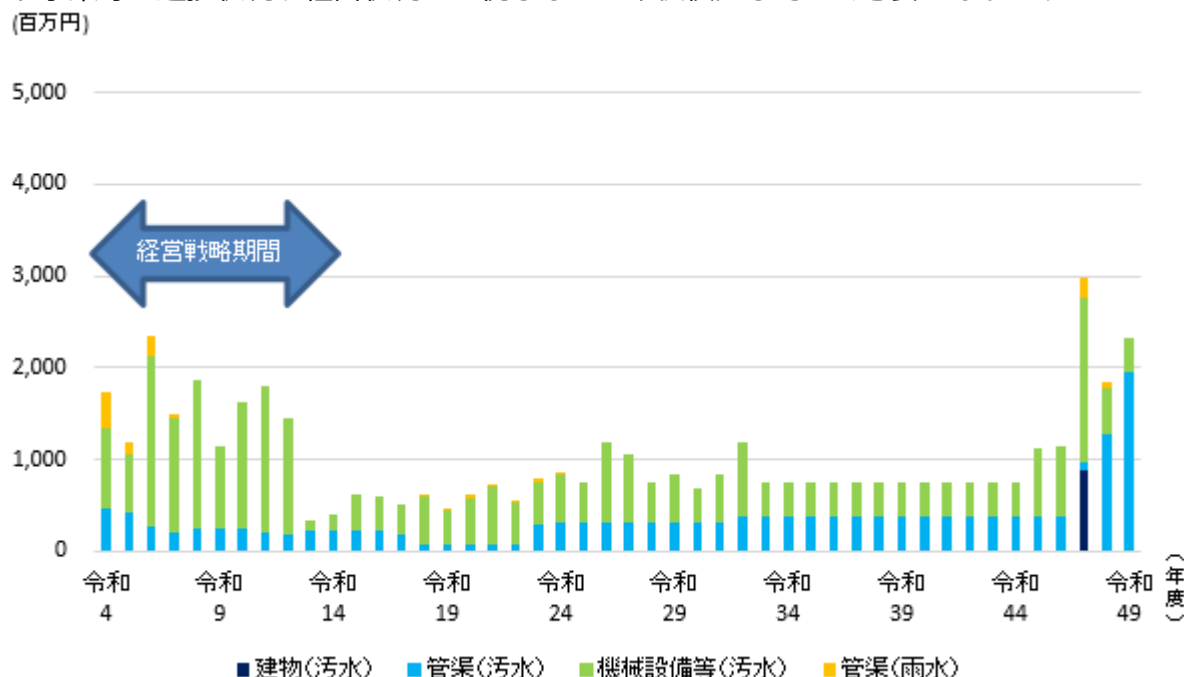
- ① スtockマネジメント事業（令和元年度～令和14年度）
- ② 耐震化事業（令和元年度～令和14年度）
- ③ 耐水化事業（令和3年度～令和14年度）
- ④ 西田川排水区雨水整備事業（平成28年度～令和7年度）

新規投資については、上記②～④の計画に基づき算定しています。

更新投資については、固定資産台帳の情報から見込まれる更新投資額をもとに、上記①の計画との整合性を加味して算定しています。固定資産台帳の情報から見込まれる更新投資額については、保有する固定資産が使用可能期間を経過した時点で、当該固定資産の取得価額と同額の更新投資が行われるという仮定に基づき算定をしています。使用可能期間については固定資産台帳上で設定された耐用年数到来時に更新を行う場合と耐用年数の1.5倍の期間を経過した時点で更新投資を行う場合を検討した結果、ストックマネジメント事業を推進していくこと等による実際に使用できる期間を考慮し、耐用年数の1.5倍の期間を経過した時点で更新投資が行われるシミュレーションを採用しています。また、単

年度事業費が過大にならないように、主に耐用年数を延長した期間で事業費の平準化を行っています。

また、令和 47 年頃から、汚泥処理棟などの建物施設や処理場施設の老朽化に対応するための更新工事が発生し、単年度事業費が多額となる見込みですが、ストックマネジメント事業等の進捗状況や経営状況を注視しながら今後検討していく必要があります。



図表 4-1 今後の投資予定額

(4) 今後の投資に関する取り組みの内容

施設・設備の合理化

農業集落排水の全施設の統廃合及びし尿等受入施設の公共下水道への接続を令和 2 年度に完了しています。今後も施設の合理化や統廃合が検討できる場合には積極的に検討し効率的な運用を目指します。

施設・設備・管路の長寿命化等の投資の平準化

管渠については供用開始から 33 年経過しており、令和 21 年度前後から耐用年数を過ぎたものが現れます。本市では現在ストックマネジメント事業を推進しており、通常の耐用年数よりもより長く使用できるように長寿命化を図っているため、管路の更新については対応することができると見込んでいます。実施については、リスク評価を踏まえた優先順位に基づき点検調査を行い、初期は老朽化が著しい箇所や長寿命化が困難な箇所を集中的に対応します。長寿命化が可能な箇所については長寿命化を実施することにより、年度間の平準化を行い計画的な施設の更新を行っていきます。

2. 財政計画

(1) 令和14年度までの財政目標

【重要な財政目標】

- ・経費回収率を100%とする。
- ・企業債残高対事業規模比率を1,100%とする。

第2章8.(3)経費回収率の推移(P23)にも記載したとおり、令和3年度の経費回収率は、100%と類似団体平均値を上回っています。今後も100%を維持していくため、経費削減などの効率的な経営などを行うとともに、使用料水準の検討を行っていくことにより使用料収入を確保し、令和14年度における経費回収率を100%とすることを目指します。

また、第2章8.(2)企業債残高の推移(P22)、(4)類似団体及び近隣団体と比較した経営状況(P24)にも記載したとおり、企業債残高は計画的な返済により徐々に減少しており、令和3年度時点で約187.4億円となっています。一方、収入に対する企業債残高の比率は類似団体と比較して依然として高い状況です。一定の投資は実施しつつも、企業債負担を将来へ先送りにしないように、今後も投資に対する計画的な起債と返済を実施し、令和14年度における企業債残高を160億円にし、企業債残高対事業規模比率を1,100%とすることを目指します。

(2) 財源確保のための取り組みの内容

使用料に関する項目

現在、家事用である 20 m³当たりの使用料は近隣市と比較しても低い水準であり、平成 16 年度以降は使用料改定を行っていない状況です。

一方、本市は交通の要衝という地理的特性を生かした企業誘致を長年続けてきたことによる、工場用などの大口需要家の割合が令和 3 年度では 24.4%と比較的高くなっています。

このため、令和 3 年度の使用料単価は 150.2 円となっており、国が示している現時点における使用料の目安の単価 150 円を上回っています。

しかし、令和元年度に 153.0 円であった使用料単価は、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症等の影響もあり 149.6 円と国の目安を下回っており、今後も景気などに影響されやすい大口需要家の動向の影響を受ける可能性があります。

なお、経費回収率においては、第 2 章 8. (3) 経費回収率の推移(P23)に記載のとおり、令和 3 年度には経費回収率は 100%となっています。

また、直近の使用料算定期間（令和 5 年度～令和 9 年度の 5 年間）における総括原価方式における原価の内訳は、第 5 章 2. 公共下水道事業の投資財政計画における「原価計算表」(P44) のとおりです。資産維持費を含めた使用料対象経費に対する使用料の割合は 1.00 となっており、現状においては使用料算定期間内における総括原価を使用料で回収できる見込みです。

したがって、今回の経営戦略改定時においては使用料水準及び使用料体系の改定は必要ないと判断しています。

使用料単価につきましては 150 円以上を維持しつつも、社会情勢などを注視しながら、必要に応じて使用料水準の見直しを含めた検討を絶えず行っていく必要があります。

企業債・資金に関する項目

本市では他市に比べて事業収益に対する企業債の残高が大きい点が課題です。将来の世代に負担を残さないためにも、今後の投資については、企業債残高を注視しながら計画的に行っていく必要があります。第4章1.(3)計画期間内に実施する投資計画に記載しているように複数パターンで投資額のシミュレーションを実施しており、その財源となる企業債についても、投資額と整合するよう複数パターンで発行可能な水準となるよう検討を行っています。また、使用料や繰入金などその他の財源とのバランスも加味し、今後も将来世代と現世代の負担が公平となるよう企業債の水準を決定していきます。

資金残高についても短期的な債務に対する支払能力を表す指標である流動比率が令和2年度においては16.15%と類似団体の平均値である67.93%と比べ非常に低い数値となっています。

現在、年度内の資金不足については一時借入金で賄っている状況です。しかし、長期的に安定した経営を行っていくためには、一定の資金を確保しておく必要があります。そのため、経営の効率化や経費削減を行いながら、基準内繰入金及び使用料などを確実に確保し資金ショートをしないように経営していく必要があります。

繰入金に関する項目

現状の使用料水準で将来推計を行ったところ、令和14年度時点まで資金残高が不足しないようにするためには、一般会計からの繰入金が毎年3億円程度必要となります。

そのうち、基準外繰入金は令和9年度まで毎年1億円程度必要となり、基準外繰入金がなかった場合の資金不足額は令和14年度時点で約5億円となります。

一方、企業債の元金償還金は減少する傾向にあり、今後は基準外繰入金も減少していくことを見込んでいます。

しかしながら、基準外繰入金を解消するには、経営戦略や投資計画などが計画どおり実施されていることを確認し、また、不測の経費については計画の見直し等により対応することが必要となります。

以上のように、定期的な計画の確認・見直しを行うことにより、基準外繰入金についても徐々にではありますが解消していくことを見込んでいます。

売却可能資産の活用

下水道事業で保有している資産のうち、売却可能なものがある場合には売却を検討することにより資産の最適化を図り、売却代金を下水道の経営に活用するとともに、将来の維持管理に係る負担を軽減するよう努めます。

3. その他の取り組みの内容

組織・人材・定員及び給与に関する項目

下水道事業は、市民生活にとって重要なライフラインであり、その事業の特殊性・継続性から、いかなる状況でも適切に対応できる危機管理能力と技能を必要とします。また、平成19年度から下水道事業が公営企業会計に移行し、複式簿記を導入したことで、会計事務についても専門的な知識が必要となっています。

また、近年の地震・大雨・台風災害など、より迅速に適切な判断が求められ、老朽化した施設が増えていく中、日頃の維持管理についても、幅広く高度な知識が求められており、技術・知識の正確な継承が課題のひとつとなっています。この課題を解決するため、職員の技術向上を目的とした定期的な研修を実施し、高度な知識を持った人材の確保を行うことなどが必要となります。

今後も、さらなる研修の充実を図るなど、技術や知識を正確に継承する体制を強化していきます。

住民サービスの確保及び住民満足度の向上に関する項目

住民サービスや情報提供の一環として、本市のホームページにて、24時間受付のインターネットで下水道の利用開始・中止の手続きを導入しています。また、下水道使用料の支払の利便性を図るためコンビニ収納やスマホアプリを使った電子マネーでの支払いも開始しています。

今後も住民満足度の向上に向けた取り組みを検討していきます。

広域化に関する項目

佐賀県内では、令和2年2月に県内20市町と県で佐賀県生活排水処理広域連携推進協議会が設立され、令和4年3月に佐賀県生活排水処理広域化・共同化計画が策定されています。

計画では、本市は東部ブロックに位置しており、ソフト面では災害時対応、人材育成、維持管理の共同化、ハード面では汚泥処理の共同化、生活排水施設の統廃合が示されています。

現在、ハード面では、農業集落排水、し尿等受入施設の統廃合、基山町の一部との汚水処理の広域化を実施しているところです。今後はソフト面で災害対応など近隣自治体との連携や人材育成、維持管理の共同化について検討を進めていく必要があります。

民間のノウハウを活用、ICT化の推進

地方公営企業における厳しい経営環境の下、経営基盤の強化や効率化に向けての取り組みが要請される中、民間企業へ任せた方が効率的かつ効果的な業務は民間委託を検討することが求められています。本市においても、浄化センターの包括委託、メーター検針などの委託に取り組んできました。

また、同時に資料の電子化や RPA などの ICT 化を推進し効率的な経営を目指していきます。

今後も引き続き、業務の効率化など可能な限りその効果や、さらなる改善について検討していきます。

防災・安全対策に関する項目

下水道事業は市民生活の維持に重要なライフラインであるため、災害時においても事業継続が可能な危機管理体制を確立する必要があります。本市においても、毎年度、下水道 BCP や維持管理業者による浄化センター緊急対応マニュアルの見直しを行っています。さらに、大規模な震災に備え、自家発電機等の月一回の無負荷運転や年一回の実負荷運転、また、応急復旧のための協定を民間企業等と締結しています。今後も引き続き、より強固な危機管理体制の確立に向けて様々な取り組みを検討していきます。

その他経営健全化や経営基盤の強化に関する項目

収納率の向上について、下水道事業の経営の根幹である使用料収入の確保と負担の公平性の観点から、引き続き電話催告に努めるなど、収納率向上の対策や、口座振替の利用率向上を図っていきます。

また投資以外の経費については、経営の健全化の観点から、効果的な民間ノウハウの活用による委託費の削減やストックマネジメント計画に基づく修繕の実施などにより、今後も費用削減に取り組めます。

第5章 投資・財政計画

1. 投資・財政計画シミュレーションモデルの作成

投資・財政計画シミュレーションを実施するにあたり、以下の前提条件により今後 10 年間の投資・財政計画シミュレーションを実施しました。

<投資・財政計画シミュレーションの前提条件>

項 目			前提条件	
収益的収支 税抜	収入	営業収益	使用料収入	年間有収水量（※1）×使用料単価（※2）で算定 ※1 第2章での有収水量を使用 ※2 直近実績を使用
			受託工事収益	過年度の実績を踏まえ算定（該当なし）
			その他	中期財政計画を踏まえ算定
		営業外収益	補助金	中期財政計画、第4章での投資計画を踏まえ算定
			長期前受金戻入	過年度実績、中期財政計画、第4章での投資計画を踏まえ算定
			その他	中期財政計画を踏まえ算定
	支出	営業費用	職員給与費	過年度の実績を踏まえ算定
			経費	過年度の実績、中期財政計画、物価水準の変動を踏まえ算定
			減価償却費	過年度実績、第4章での投資計画を踏まえ算定
		営業外費用	支払利息	既存発行の企業債は、返済スケジュールをもとに算定。新規発行企業債は、第4章での投資計画を踏まえ、一定の仮定を置いて算定
その他	中期財政計画を踏まえ算定			
特別損益			原則として「0」を計上	
資本的収支 税込	収入	企業債	第4章での投資計画に基づく将来の起債計画を踏まえ算定	
		他会計出資金	過年度実績、第4章での投資計画を踏まえ算定	
		他会計補助金	第4章での投資計画を踏まえ算定（該当なし）	
		国（都道府県）補助金	第4章での投資計画を踏まえ算定	
		工事負担金	第4章での投資計画を踏まえ算定	
		その他	中期財政計画を踏まえ算定	
	支出	建設改良費	第4章での投資計画を踏まえ算定	
		企業債償還金	既存発行の企業債は返済スケジュールをもとに算定。 新規発行企業債は第4章での投資計画に基づく将来の返済計画を踏まえ算定	
その他		過年度の実績を踏まえ算定（該当なし）		

2. 公共下水道事業の投資財政計画

投資財政計画（収益的収支）

（単位：千円、％）

区 分		令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算見込み)	令和5年度 (将来予測)	令和6年度 (将来予測)	令和7年度 (将来予測)	令和8年度 (将来予測)	
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	1,339,013	1,371,351	1,372,603	1,381,863	1,384,866	1,389,245	1,405,957	
	(1) 料金収入	1,280,598	1,287,331	1,283,636	1,291,046	1,292,856	1,294,673	1,296,499	
	(2) 受託工事収益 (B)	-	-	-	-	-	-	-	
	(3) その他	58,415	84,020	88,967	90,817	92,011	94,572	109,458	
	2. 営業外収益	1,229,852	1,194,235	1,123,337	1,117,768	1,092,333	1,131,330	989,262	
	(1) 補助金	523,104	475,448	399,457	366,328	343,120	370,997	219,626	
	他会計補助金	523,104	475,448	399,457	346,328	304,870	302,797	204,626	
	その他補助金	-	-	-	20,000	38,250	68,200	15,000	
	(2) 長期前受金戻入	697,020	713,054	723,825	725,909	723,683	734,803	744,106	
	(3) その他	9,728	5,733	55	25,530	25,530	25,530	25,530	
	収入計 (C)	2,568,865	2,565,586	2,495,940	2,499,631	2,477,199	2,520,576	2,395,219	
	収 益 的 支 出	1. 営業費用	1,870,879	1,959,987	2,026,288	2,120,966	2,134,959	2,198,658	2,112,688
		(1) 職員給与	62,135	59,569	63,921	61,875	62,940	62,940	62,940
基本給		30,309	28,347	29,203	29,286	29,286	29,286	29,286	
退職給付費		4,286	4,415	4,307	4,336	4,322	4,322	4,322	
その他		27,540	26,807	30,411	28,253	29,332	29,332	29,332	
(2) 経費		428,244	491,399	519,122	580,393	585,357	609,290	513,876	
動力費		-	-	-	-	-	-	-	
修繕費		33,354	24,464	20,809	26,209	26,209	26,209	26,209	
材料費		3,588	3,990	2,877	3,689	3,726	3,763	3,800	
その他		391,302	462,945	495,435	550,495	555,422	579,318	483,866	
(3) 減価償却費		1,380,500	1,409,019	1,443,246	1,478,698	1,486,663	1,526,429	1,535,873	
2. 営業外費用		310,899	282,596	263,740	238,371	226,379	221,631	213,582	
(1) 支払利息		310,337	279,373	257,811	235,675	223,682	218,934	210,885	
(2) その他	562	3,223	5,929	2,697	2,697	2,697	2,697		
支出計 (D)	2,181,778	2,242,583	2,290,028	2,359,338	2,361,339	2,420,289	2,326,270		
経常損益 (C)-(D) (E)	387,087	323,003	205,912	140,293	115,860	100,286	68,949		
特別利益 (F)	1,394	1,404	1	-	-	-	-		
特別損失 (G)	203,663	9,497	1	-	-	-	-		
特別損益 (F)-(G) (H)	△202,269	△8,093	-	-	-	-	-		
当年度純利益（又は純損失）(E)+(H)	184,818	314,910	205,912	140,293	115,860	100,286	68,949		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	569,262	499,728	705,640	845,933	961,793	1,062,080	1,131,029		
流動資産 (J)	287,280	425,838	442,698	444,118	444,578	445,250	447,812		
うち未収金	192,492	210,256	210,448	211,868	212,328	213,000	215,562		
流動負債 (K)	1,778,727	1,810,656	1,623,609	1,653,812	1,587,067	1,477,111	1,362,428		
うち建設改良費分	1,613,320	1,495,109	1,294,416	1,299,423	1,230,113	1,109,976	1,035,885		
うち一時借入金	-	-	-	-	-	-	-		
うち未払金	95,743	234,401	248,047	273,243	275,808	285,990	245,397		
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	-	-	-	-	-	-	-		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)	-	-	-	-	-	-	-		
営業収益 - 受託工事収益 (A)-(B) (M)	1,339,013	1,371,351	1,372,603	1,381,863	1,384,866	1,389,245	1,405,957		
地方財政法による資金不足の比率 ((L) / (M) ×100)	-	-	-	-	-	-	-		
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)	-	-	-	-	-	-	-		
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)	-	-	-	-	-	-	-		
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)	-	-	-	-	-	-	-		
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N) / (P) ×100)	-	-	-	-	-	-	-		

第5章 投資・財政計画

(単位：千円、%)

区 分		年 度						
		令和9年度 (将来予測)	令和10年度 (将来予測)	令和11年度 (将来予測)	令和12年度 (将来予測)	令和13年度 (将来予測)	令和14年度 (将来予測)	
收 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1,393,031	1,391,327	1,391,485	1,391,760	1,393,023	1,390,587	
	(1) 料 金 収 入	1,299,131	1,298,034	1,298,798	1,299,570	1,301,229	1,299,139	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	-	-	-	-	-	-	
	(3) そ の 他	93,900	93,292	92,688	92,190	91,794	91,448	
	2. 営 業 外 収 益	1,096,005	1,101,946	1,094,372	1,131,918	1,114,503	1,115,596	
	(1) 補 助 金	298,676	285,571	269,326	302,243	254,834	258,825	
	他 会 計 補 助 金	298,676	262,371	233,626	245,893	234,834	238,825	
	そ の 他 補 助 金	-	23,200	35,700	56,350	20,000	20,000	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	771,799	790,845	799,517	804,144	834,138	831,241	
	(3) そ の 他	25,530	25,530	25,530	25,530	25,530	25,530	
	収 入 計 (C)	2,489,036	2,493,273	2,485,858	2,523,678	2,507,526	2,506,183	
	收 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	2,153,821	2,230,678	2,273,212	2,321,770	2,314,303	2,311,873
		(1) 職 員 給 与 費	62,940	62,940	62,940	62,940	62,940	62,940
基 本 給		29,286	29,286	29,286	29,286	29,286	29,286	
退 職 給 付 費		4,322	4,322	4,322	4,322	4,322	4,322	
そ の 他		29,332	29,332	29,332	29,332	29,332	29,332	
(2) 経 費		488,075	530,162	552,951	590,558	524,600	524,439	
動 力 費		-	-	-	-	-	-	
修 繕 費		26,209	26,209	26,209	26,209	26,209	26,209	
材 料 費		3,838	3,838	3,838	3,838	3,838	3,838	
そ の 他		458,028	500,115	522,903	560,510	494,553	494,392	
(3) 減 価 償 却 費		1,602,807	1,637,576	1,657,322	1,668,272	1,726,763	1,724,494	
2. 営 業 外 費 用		209,600	201,404	197,069	194,454	190,576	180,583	
(1) 支 払 利 息		206,904	198,707	194,371	191,756	187,878	177,885	
(2) そ の 他	2,697	2,697	2,698	2,698	2,698	2,698		
支 出 計 (D)	2,363,422	2,432,083	2,470,281	2,516,224	2,504,879	2,492,456		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	125,615	61,190	15,577	7,454	2,647	13,727		
特 別 利 益 (F)	-	-	-	-	-	-		
特 別 損 失 (G)	-	-	-	-	-	-		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	-	-	-	-	-	-		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	125,615	61,190	15,577	7,454	2,647	13,727		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	1,256,643	1,317,834	1,333,411	1,340,865	1,343,512	1,357,239		
流 動 資 産 (J)	445,830	445,569	455,815	465,824	475,919	485,446		
う ち 未 収 金	213,580	213,319	213,343	213,385	213,579	213,205		
流 動 負 債 (K)	1,316,803	1,297,122	1,289,552	1,279,878	1,266,767	1,260,249		
う ち 建 設 改 良 費 分	1,001,236	963,650	946,385	920,712	935,661	929,211		
う ち 一 時 借 入 金	-	-	-	-	-	-		
う ち 未 払 金	234,421	252,326	262,021	278,021	249,960	249,892		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	-	-	-	-	-	-		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額 (L)	-	-	-	-	-	-		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	1,393,031	1,391,327	1,391,485	1,391,760	1,393,023	1,390,587		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L) / (M) × 100)	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額 (N)	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 した 事 業 の 規 模 (P)	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 した 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100)	-	-	-	-	-	-		

投資財政計画（資本的収支）

(単位：千円)

区 分		年 度						
		令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算見込)	令和5年度 (将来予測)	令和6年度 (将来予測)	令和7年度 (将来予測)	令和8年度 (将来予測)
資本的 収 入	1. 企 業 債	1,051,500	1,061,800	1,464,200	1,023,864	1,508,029	1,021,568	1,089,887
	うち資本費平準化債	570,000	582,600	494,300	337,251	308,117	254,392	145,602
	2. 他 会 計 出 資 金	1,024	1,532	1,537	1,537	3,221	13,642	17,422
	3. 他 会 計 補 助 金	-	-	-	-	-	-	-
	4. 他 会 計 負 担 金	-	-	-	-	-	-	-
	5. 他 会 計 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-
	6. 国（都道府県）補助金	390,547	317,201	732,321	506,373	1,139,532	720,550	913,615
	7. 固定資産売却代金	-	-	-	-	-	-	-
	8. 工 事 負 担 金	65,689	117,684	148,676	-	-	-	-
	9. そ の 他	337	209	139	139	178	466	431
	計 (A)	1,509,097	1,498,426	2,346,873	1,531,913	2,650,959	1,756,226	2,021,355
	(A)のうち翌年度へ繰り越さ れる支出の財源充当額 (B)	-	-	-	-	-	-	-
	純 計 (A)-(B) (C)	1,509,097	1,498,426	2,346,873	1,531,913	2,650,959	1,756,226	2,021,355
	資本的 支 出	1. 建 設 改 良 費	1,018,257	1,004,006	1,875,758	1,192,986	2,339,443	1,487,726
うち職員給与費		36,472	40,934	42,777	40,061	40,061	40,061	40,061
2. 企 業 債 償 還 金		1,593,890	1,613,320	1,495,110	1,294,416	1,299,423	1,230,113	1,109,976
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金		-	-	-	-	-	-	-
4. 他 会 計 へ の 支 出 金		-	-	-	-	-	-	-
5. そ の 他		-	-	-	-	-	-	-
計 (D)	2,612,147	2,617,326	3,370,868	2,487,402	3,638,866	2,717,839	2,967,876	
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (D)-(C) (E)		1,103,050	1,118,900	1,023,995	955,489	987,907	961,613	946,521
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	887,210	722,381	950,243	893,082	878,840	891,913	860,716
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	118,074	282,000	-	-	-	-	-
	3. 繰 越 工 事 資 金	-	-	-	-	-	-	-
	4. そ の 他	97,766	114,519	73,752	62,407	109,067	69,701	85,805
計 (F)	1,103,050	1,118,900	1,023,995	955,489	987,907	961,613	946,521	
補填財源不足額 (E)-(F)		-	-	-	-	-	-	-
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		-	-	-	-	-	-	-
企 業 債 残 高 (H)		19,294,212	18,742,692	18,711,782	18,441,229	18,649,835	18,441,289	18,421,201

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度						
		令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算見込)	令和5年度 (将来予測)	令和6年度 (将来予測)	令和7年度 (将来予測)	令和8年度 (将来予測)
収 益 的 収 支 分		564,995	515,937	442,179	394,590	354,325	354,814	271,529
	うち基準内繰入金	185,846	223,070	228,548	248,266	248,269	283,169	193,968
	うち基準外繰入金	379,149	292,867	213,631	146,324	106,056	71,645	77,561
資 本 的 収 支 分		1,024	1,532	1,537	1,537	3,221	13,642	17,422
	うち基準内繰入金	-	-	-	-	-	-	-
	うち基準外繰入金	1,024	1,532	1,537	1,537	3,221	13,642	17,422
合 計		566,019	517,469	443,716	396,127	357,546	368,456	288,951

第5章 投資・財政計画

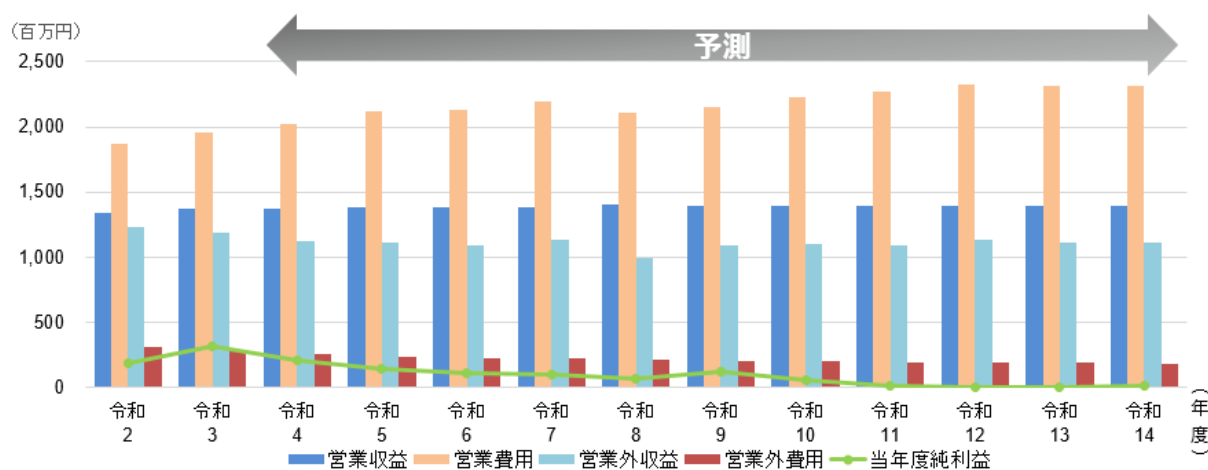
(単位：千円)

区 分		年 度		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
				(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	575,692	831,300	913,230	737,190	197,100	232,750	
		うち資本費平準化債	9,952	-	-	-	-	-	
		2. 他 会 計 出 資 金	17,422	17,422	17,422	17,422	17,422	17,422	
		3. 他 会 計 補 助 金	-	-	-	-	-	-	
		4. 他 会 計 負 担 金	-	-	-	-	-	-	
		5. 他 会 計 借 入 金	-	-	-	-	-	-	
		6. 国（都道府県）補助金	572,960	786,700	889,870	709,110	129,900	181,250	
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金	-	-	-	-	-	-	
		8. 工 事 負 担 金	-	-	-	-	-	-	
	9. そ の 他	503	351	51	364	1	1		
	計 (A)	1,166,577	1,635,773	1,820,573	1,464,086	344,423	431,423		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	-	-	-	-	-	-		
	純計 (A)-(B) (C)	1,166,577	1,635,773	1,820,573	1,464,086	344,423	431,423		
	支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	1,138,700	1,618,000	1,803,100	1,446,300	327,000	414,000
うち職員給与費			40,061	40,061	40,061	40,061	40,061	40,061	
2. 企 業 債 償 還 金			1,035,885	1,001,236	963,650	946,385	920,712	935,661	
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金			-	-	-	-	-	-	
4. 他 会 計 へ の 支 出 金			-	-	-	-	-	-	
5. そ の 他			-	-	-	-	-	-	
計 (D)	2,174,585	2,619,236	2,766,750	2,392,685	1,247,712	1,349,661			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		(D)-(C)	1,008,007	983,463	946,177	928,599	903,289	918,238	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	956,622	907,922	873,383	871,582	895,272	906,980	
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	-	-	-	-	-	-	
		3. 繰 越 工 事 資 金	-	-	-	-	-	-	
		4. そ の 他	51,385	75,541	72,794	57,017	8,017	11,258	
計 (F)	1,008,007	983,463	946,177	928,599	903,289	918,238			
補填財源不足額 (E)-(F)			-	-	-	-	-		
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)			-	-	-	-	-		
企 業 債 残 高 (H)			17,961,009	17,791,073	17,740,653	17,531,458	16,807,847	16,104,936	

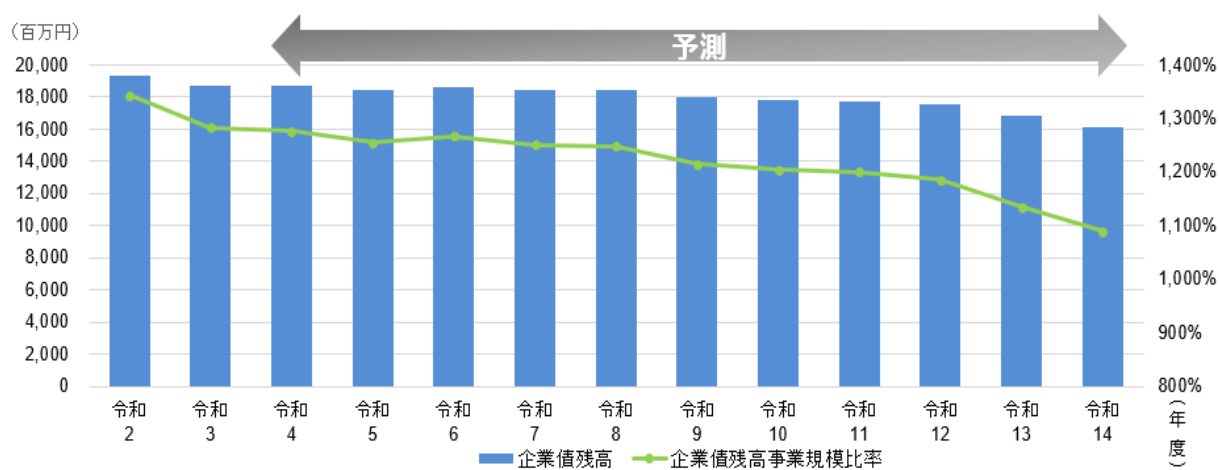
○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
				(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分		350,021	313,108	283,758	295,528	284,073	287,717	
	うち基準内繰入金		234,571	306,497	283,758	295,528	284,073	287,717	
	うち基準外繰入金		115,450	6,611	-	-	-	-	
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分		17,422	17,422	17,422	17,422	17,422	17,422	
	うち基準内繰入金		-	-	-	-	-	-	
	うち基準外繰入金		17,422	17,422	17,422	17,422	17,422	17,422	
合 計			367,443	330,530	301,180	312,950	301,494	305,139	



図表 5-1 営業収益、営業費用、営業外収益、営業外費用、当年度純利益の推移



図表 5-2 企業債残高及び企業債残高事業規模比率の推移

第5章 投資・財政計画

原価計算表

供用開始年月日 平成 2 年 3 月 26 日
 処理区域内人口 73,606 人
 計算期間 自令和5年 至 令和9年
 (5 年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使 用 料 (X)	千円 1,287,331	千円 1,294,841	千円	千円 1,294,841
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	565,201	441,431		441,431
合 計	1,852,532	1,736,272	0	1,736,272

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
職 員 給 与 費	千円 59,569	千円 62,727	千円	千円 62,727
経 費	動 力 費	0	0	0
	修 繕 費	24,464	26,209	26,209
	材 料 費	3,990	3,763	3,763
	そ の 他	462,945	525,426	525,426
減 価 償 却 費	695,965	786,034	166,810	619,224
支 払 利 息	279,373	219,216	175,246	43,970
そ の 他	3,223	2,697		2,697
合 計 (Y)	1,529,529	1,626,071	342,056	1,284,016

資 産 維 持 費 (Z)	10,104
使 用 料 対 象 経 費 (Y) + (Z)	1,294,120

$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 1.00$

【使用料水準の説明】

第4章2.(2)財源確保のための取り組みの内容(P34)に記載のとおり、令和3年度において、使用料の水準は150円を上回っており、経費回収率も100%となっています。また上記の原価計算表においても、資産維持費を含めた使用料対象経費に対する使用料の割合は1.00となっており、現状においては使用料算定期間内における総括原価を使用料で回収できる見込みです。

※1:投資・財政計画計上額(A)欄は、直近5か年の使用料算定期間内における平均値を記載しています。

※2:使用料算定期間は、3年~5年が目安とされており、本市においては令和5年度~令和9年度の5年間としています。

※3:資産維持費とは、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)をいいます。

投資財政計画（収益的収支）に関する分析

営業収益については、令和14年度で1,390百万円となり、令和3年度（1,371百万円）と比較し、19百万円の増加（+1.4%）が見込まれます。これは、人口増加に伴う使用料収入の増加が主な要因となっています。

また、営業外収益については、令和14年度で1,115百万円となっており、令和3年度（1,194百万円）と比較し、79百万円の減少（▲6.6%）が見込まれます。今後一定額の新規・更新投資が見込まれており、投資に対する補助金が見込まれることから、長期前受金戻入は令和14年度で831百万円となり、令和3年度（713百万円）と比較し118百万円の増加（+16.6%）となる一方、基準外繰入金の減少により他会計補助金は令和14年度で238百万円となり、令和3年度（475百万円）と比較し、237百万円の減少（▲49.8%）が見込まれ、営業外収益全体として減少が見込まれています。

営業費用については、令和14年度で2,312百万円となり、令和3年度（1,960百万円）と比較し352百万円の増加（+18.0%）が見込まれます。これは、新規・更新投資に伴う減価償却費の増加が主な要因となっています。

営業外費用については、令和14年度で181百万円となり、令和3年度（283百万円）と比較し102百万円の減少（▲36.1%）が見込まれます。これは、企業債残高の減少に伴い、支払利息が減少することが要因となっています。

以上より、経常利益、当年度純利益は令和14年度でそれぞれ14百万円の黒字となるものと見込んでいます。

投資財政計画（資本的収支）に関する分析

資本的収入については令和14年度で431百万円となり、令和3年度（1,498百万円）と比較し、1,067百万円の減少（▲71.2%）が見込まれます。これは、資本的支出の投資額が減少することに伴い、企業債の発行額も減少することが見込まれるためです。

資本的支出については令和14年度で1,349百万円となり、令和3年度（2,617百万円）と比較し、1,268百万円の減少（▲48.4%）が見込まれます。これは、耐水化事業がほぼ完了し、また、新規投資のピークが過ぎ、当面は投資額が減少することや、企業債の新規発行額の減少及び既発債の償還完了に伴う、償還額の減少が見込まれるためです。

以上より、資本的収支は令和14年度で▲918百万円となり、令和3年度（▲1,119百万円）と比較し、201百万円の増加（+17.9%）が見込まれます。なお、資本的収支のマイナスは、損益勘定留保資金などにより補填されます。

第6章 経営戦略の事後検証・更新等

1. 経営戦略目標

経営戦略推進のため、各指標における目標値を設定しました。この指標はあくまでも目標値のため、第5章に記載した投資・財政計画シミュレーションとは一部整合していません。

(1) 経営・財務面の指標

指標	意味	令和 3年度 (実績)	令和 9年度 (目標)	令和 14年度 (目標)	算式
経費回収率 (%)	経営の効率性	100.0	100.0	100.0	使用料収入÷汚水処理費用(公費負担分を除く)
企業債残高対 事業規模比率 (%)	経営の健全性	1,283.2	1,250.0	1,100.0	企業債残高(一般会計負担分を除く)÷営業収益(受託工事収益及び雨水処理負担金を除く)

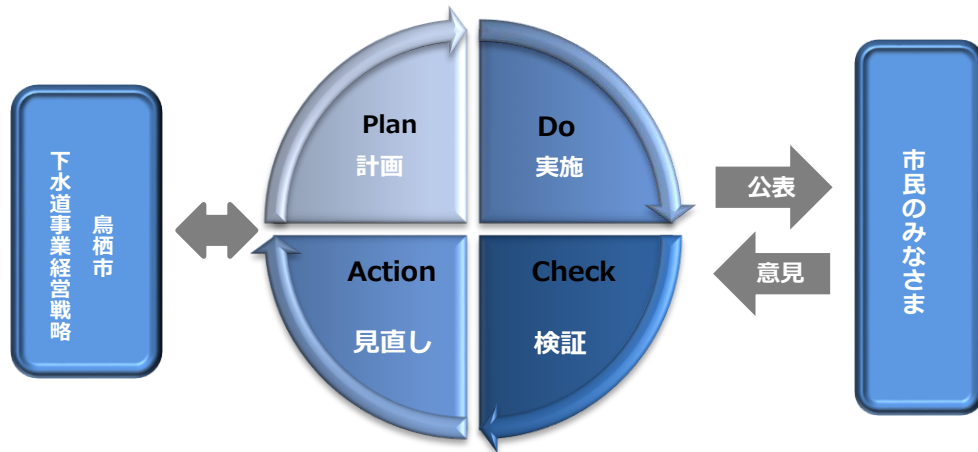
(2) 事業・施設面の指標

指標	意味	令和 3年度 (実績)	令和 9年度 (目標)	令和 14年度 (目標)	算式
下水道施設 (浄化センター) 耐震化率 (%)	下水道施設の 耐震化	44.0	65.0	100.0	耐震性能を有する施設数÷浄化センター全施設数
下水道施設 (浄化センター) 老朽化対策率 (%)	下水道施設の 老朽化対策	69.6	85.0	100.0	更新設備数÷浄化センター更新予定設備数
西田川排水区 雨水函渠整備率 (%)	雨水函渠の 整備率	50.0	100.0	100.0	整備延長÷計画延長

2. 計画の推進の点検・進捗管理の方法

経営戦略の推進のため、毎年度、目標指標の達成状況を把握することで進捗管理を行います。国の制度変更や、全体計画区域等の変更により、経営状況に大きな影響を及ぼすと考えられる場合には、本経営戦略の見直しを予定することとします。

また、5年に一度、経営戦略における投資・財政計画と実績とのかい離及びその原因を分析し、その結果を経営戦略等に反映させるPDCAサイクル（計画策定「Plan」-実施「Do」-検証「Check」-見直し「Action」）を導入し、目標の達成状況や見直した経営戦略を市民のみなさまへ公表します。



図表 6-1 PDCA サイクルのイメージ

第7章 用語集

用語集	説明
あ	
雨水公費・污水私費の原則	原則として、雨水処理費は自然現象が原因であり、雨水処理によってまちが浸水から守られるという便益は、一般市民全体に及ぶことから税金（公費）で負担するもので、污水処理に要する経費は、特定の使用者が便益を受けることから下水道使用料で賄うべきであるという考え方。
污水処理原価	污水処理に要した経費を有収水量で除したもの。有収水量 1 mあたり、どれくらいの経費が污水処理費用に要するかを示す指標で、低い方がよい。 (算式) 污水処理費用（公費負担分を除く）÷有収水量
か	
管渠老朽化率	下水道布設延長のうち、法定耐用年数を経過した管渠がどれだけあるかを示す指標。管渠の老朽化度合を表したものの。 (算式) 法定耐用年数を経過した管渠延長÷下水道布設延長
管路	管渠、マンホール及び公共柵を含むもの。
企業債	地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債のこと。
企業債残高対事業規模比率	使用料収益に比べて企業債残高がどれくらいあるのかを示す指標。 (算式) 企業債残高（一般会計負担分を除く）÷営業収益（受託工事収益及び雨水処理負担金を除く）
基準外繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づかないもの。
基準内繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づくもの。
繰入金（繰出金）	一般会計から下水道事業会計に繰り出される資金のこと。基準内繰入金と基準外繰入金がある。一般会計側から見たときは「繰出金」と呼ぶ。
繰入金対使用料割合	使用料に対する繰入金の依存度を示す指標。 (算式) 繰入金（3条他会計補助金、4条他会計出資金、他会計補助金）÷使用料×100
経常収支比率	使用料収入、一般会計繰入金等の収益で、経常的な費用がどの程度賄われているかを示す指標で、高い方がよい。 (算式) 経常収益÷経常費用
経費回収率	污水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。污水処理に係る全ての費用を使用料によって賄うことが原則。 (算式) 使用料収入÷污水処理費用（公費負担分を除く）
さ	
事業収益対資金残高比率	事業収益に比べて資金残高がどれくらいあるのかを示す指標。 (算式) 現預金残高÷事業収益
資産維持費	将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化（耐震化等）等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用（増大分に係るもの）をいう。

資本的収支	企業の将来の経営活動に備えておこなう建設改良及び建設改良に係る企業償還金などの支出と、その財源となる収入。
収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用。
使用料単価	使用料収入を有収水量で除したもの。有収水量1㎡当たりの使用料単価を示す指標。 (算式) 使用料収入÷有収水量
水洗化人口	下水道の処理区域内で実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口。
水洗化率	下水道が利用できる人のうち、どのくらいの割合の人が下水道に接続し、実際に利用しているかを示す指標。 (算式) 水洗便所設置済人口÷処理区域内の行政人口
た	
長期前受金戻入	固定資産取得のために交付された補助金などについて、減価償却見合い分を収益化したもので、現金を伴わない収益。
は	
分流式下水道	汚水と雨水を分けて流す方式の下水道のこと。
普及率	行政区域内人口のうち、処理区域内人口が占める割合。下水道がどれだけ普及しているかを示す指標。
や	
有形固定資産減価償却率	企業が保有する有形固定資産の償却がどれくらい進んでいるのかを表す指標。施設全体の老朽化の度合いがわかる。 (算式) 減価償却累計額÷償却資産の取得価格
有収水量	使用料徴収の対象となる水量。
有収率	処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる有収水量がどれくらいあるのかを示す指標。 (算式) 年間有収水量÷年間汚水処理水量
B	
BCP	Business Continuity Planの略称で、災害等の緊急事態が発生した際に、損害を最小限に抑え、事業を復旧・継続させるための対策や方法をまとめた計画。